

農業生産基盤及び農村環境の 整備・保全について

令和4年7月

農林水産部農地整備課

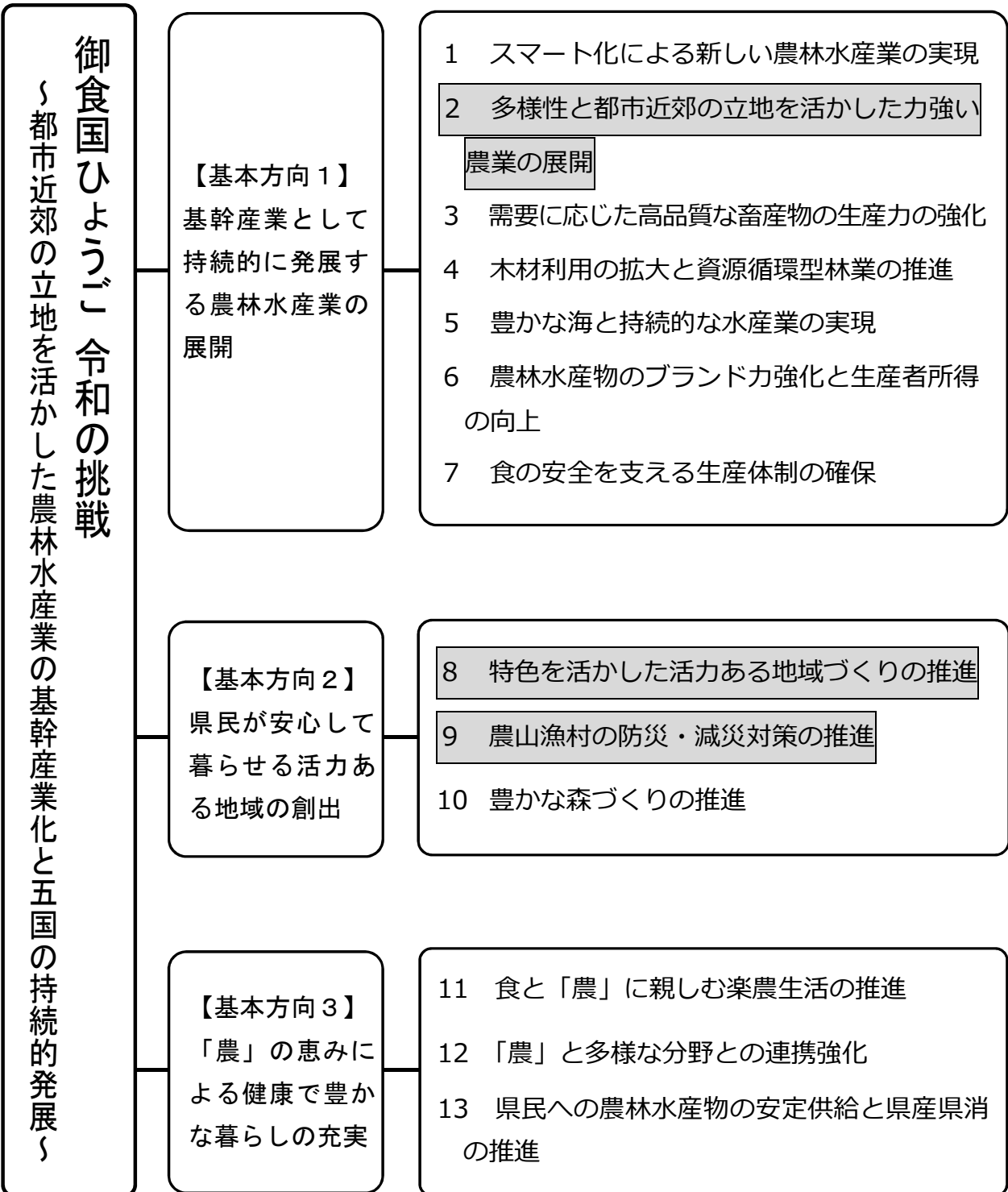
目 次

I	農業農村整備の推進	4
II	農業生産を支える農地・水路の整備	4
	1 農地の整備	
	2 農業水利施設の保全管理	
	3 土地改良区の運営強化	
III	地域ぐるみによる農地・水路の保全の推進	8
	1 多面的機能支払交付金による地域共同活動への支援	
	2 中山間地域のコミュニティの活性化	
IV	地籍調査の推進	12
	1 現状・課題	
	2 取組状況	
V	農村の防災・減災対策の推進	13
	1 ため池の保全・管理	
	2 井堰・樋門等の応急対策	
	3 地すべり災害の防止	
	4 農地海岸の保全	
	5 農地・農業用施設災害への対応	
VI	ため池が有する多面的機能の発揮・促進	17
VII	農村生活環境の整備・保全	19
VIII	国営造成土地改良施設の機能保全	20
	1 国営造成土地改良施設の概要	
	2 国営事業による機能保全対策	

【めざす姿】

【基本方向】

【推進項目】



: 資料に掲載している施策項目

I 農業農村整備の推進

農業・農村は、食料を安定的に供給する重要な役割に加え、県土の保全や水源のかん養、美しい景観、伝統文化の継承など多面的な機能を有しており、県民生活の安全・安心を支えている。

農業農村整備は、これまで農業用水の確保やほ場整備、農業集落排水処理施設の整備、ため池の改修などを進め、農業生産性の向上や農村の振興、災害の未然防止に取り組んできた。

一方、食のグローバル化、農業者の減少、高齢化、災害の頻発化など、農業・農村を取り巻く情勢は大きく変化しており、農業の基幹産業化と活力ある農村地域の創出が今まで以上に強く求められている。

そこで、ハード・ソフトの両面から、農地や農業水利施設等の保全・整備、農村の協働力の強化、農村環境の保全・整備、農村の防災・減災対策を推進する。



大区画化・整形田・農道整備により生産性を大幅に向上
(南あわじ市国衙地区)

II 農業生産を支える農地・水路の整備

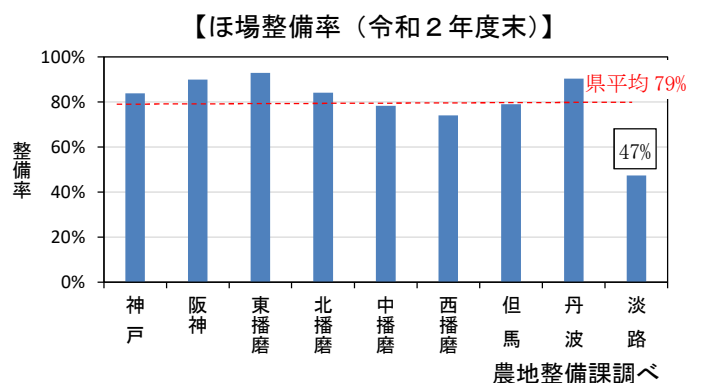
1 農地の整備

(1) 現状・課題

効率的かつ安定的な農業経営の実現に向け、担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、労働生産性・土地生産性向上のためのほ場整備が必要である。

令和2年度末における県内のほ場整備済面積は44,090haで、農業振興地域の農用地区域内水田の79%を整備したが、引き続き未整備地域のほ場整備を推進していく。

また、ほ場整備済であっても、稲作等の大規模経営や野菜等の園芸作物を導入した集約型農業などを目指す地区は、農地の大区画化や用排水路の管路(パイプライン)化、暗渠排水、ICTを利用した水管理システム導入など、より水準の高い二次整備が求められている。



(2) 取組状況

ア ほ場整備事業の推進

未整備地域において、担い手への農地の集積・集約化と一体的にほ場整備を進めており、地区全筆への農地中間管理権の設定を条件とする「農地中間管理機構関連農地整備事業」については、令和4年度は12地区で実施している。

また、淡路地域は他地域と比べ整備率が47%と低いが、近年農業者の機運が高まっており、令和4年度は12地区において、たまねぎやレタスなどの野菜作に適した農地への整備を進めている。

【令和4年度事業実施状況】

実施箇所	受益面積
南あわじ市 養宜地区ほか13市町24地区	809.3ha

野菜作に適したほ場整備（南あわじ市）

南淡路地域では、たまねぎ・レタスなど園芸作物の生産拡大を推進するため、地域の営農計画に沿った区画形状や、病虫害防除、野菜運搬に配慮した整備を実施している。



排水性を考慮した区画形状



草刈り労力の軽減、病虫害抑制のための畦畔コンクリートの整備



野菜の荷傷み防止のための農道舗装

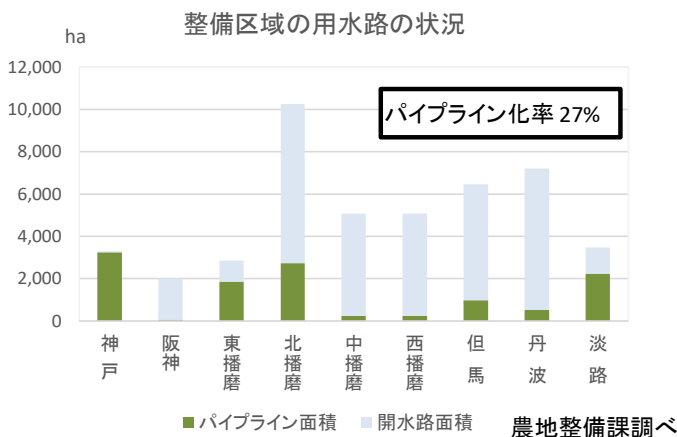
イ 大区画化・パイプライン化の推進

従来のは場整備を実施した地区では100m×30mの30a区画を標準とし、用水路は開水路で整備してきた。しかし、意欲ある担い手が営農コストの削減や高収益作物の導入等を進めるには農地の条件としては不十分なことから、担い手の営農計画に即して1ha規模への区画拡大や用水路のパイプライン化を実施している。

さらに、スマートフォンなどで水田の給排水を遠隔操作又は自動制御できる「高機能自動給水栓」を設置することによって、より高度な水管理が可能となることから、スマート農業を目指す地区では、自動給水栓設置を前提とした用排水施設の整備を進めていく。

【開水路とパイプラインの違い】

開水路とは流水の水面が見える水路であり、地形の高低差で送水するので、管理費用は安価であるが、送配水に時間を要し、末端は用水が届きにくいという欠点がある。一方、パイプラインはポンプ等を用いて圧送するものであり、ポンプの運転経費はかかるが、効率的な送配水が可能であり、ほ場の水管理が省力化される。



遠隔操作型自動給水栓（たつの市金剛山地区）

【令和4年度事業実施計画】

実施箇所	受益面積
姫路市 宮置地区ほか5市9地区	208.2ha

ウ 計画的な農地整備の実施

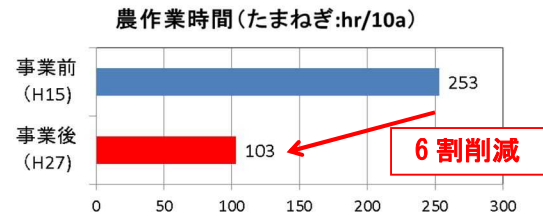
関係者の合意が必要かつ工期が長期になることから、農地整備事業を計画的に実施するため、各市町と協議し、令和4年3月に「農地整備10箇年推進プログラム」を策定した。

これに基づき、経済対策補正予算等を活用して計画的に農地整備を実施していく。

農業生産基盤整備の効果例

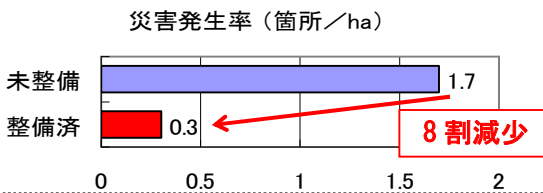
実績1 生産性の向上効果

【市西地区（南あわじ市）】



実績3 ほ場整備の災害防止効果

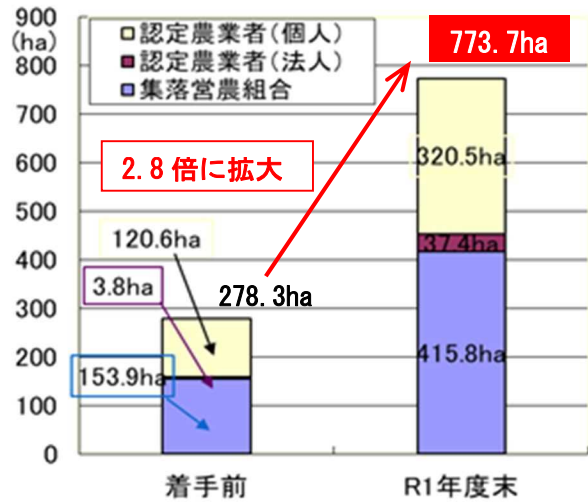
【H16 台風 23 号時の淡路地域での被災状況】



農地整備課調べ

実績2 担い手への農地集積拡大効果

【直近 10 年間採択 29 地区の担い手への集積状況】



2 農業水利施設の保全管理

(1) 現状・課題

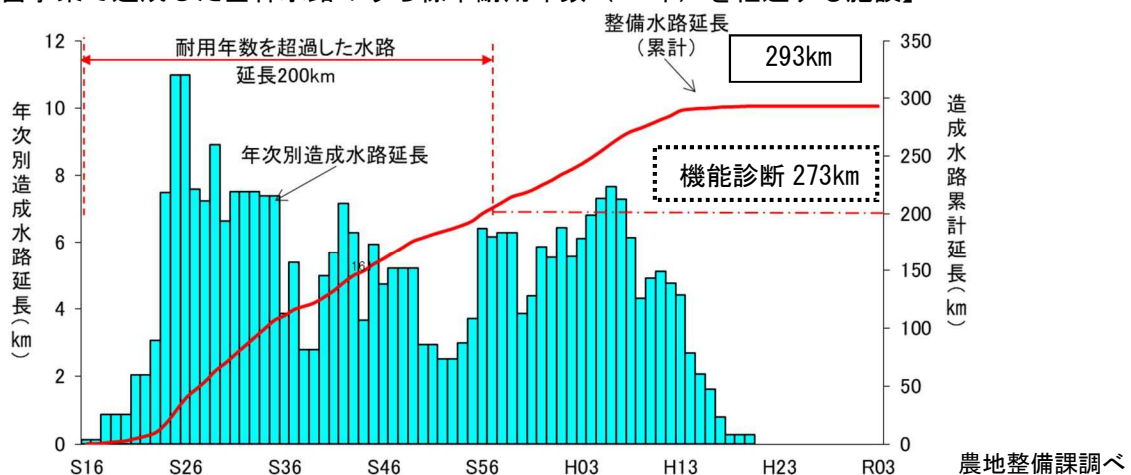
県内の多くのダムや井堰、用排水機場は、戦後の食糧増産から農業近代化の時代にかけて(昭和 20 年代～昭和 40 年代) 集中的に造成され、用排水路の総延長は約 16,600km に上っている。

このうち標準耐用年数の半分を経過した施設は、用排水路では 8 割、用排水機場では 9 割以上に達しており、施設の老朽化による突発的な故障や破損等が危惧されることから、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理が求められている。

【農業農村整備事業等で造成した県内の主な農業水利施設】

施設区分	造成施設数 (耐用年数)	標準耐用年数の半分が経過した施設
ダム	27 カ所 (80 年)	22 カ所 (81%)
井堰 (取水堰)	459 カ所 (50 年)	384 カ所 (84%)
用排水機場	745 カ所 (20 年)	740 カ所 (99%)
用排水路	約 16,600 km (40 年)	約 14,000 km (84%)

【県営事業で造成した基幹水路のうち標準耐用年数 (40 年) を経過する施設】

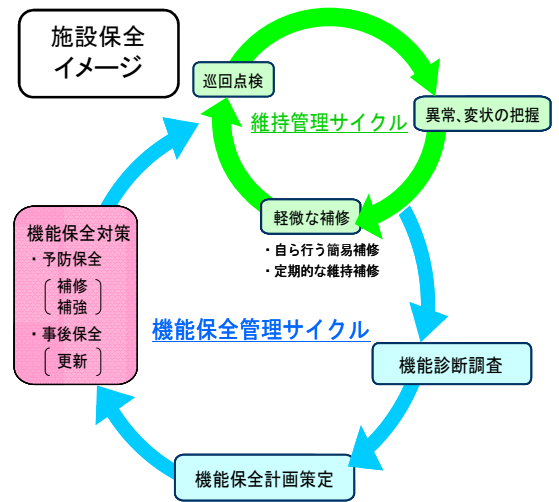


(2) 取組状況

深刻な機能低下が発生する前に劣化状況を診断調査した上で機能保全計画を策定し、必要な補修などを行う「ストックマネジメント手法」により対策を進めている。

これまで県が造成した基幹水路については、約9割に相当する273 kmを対象に機能保全計画を策定し、予防保全として早急な補修・補強が必要とした区間（令和3年現在計91km）に対して表面補修やゲート等への防食塗装を進めている。

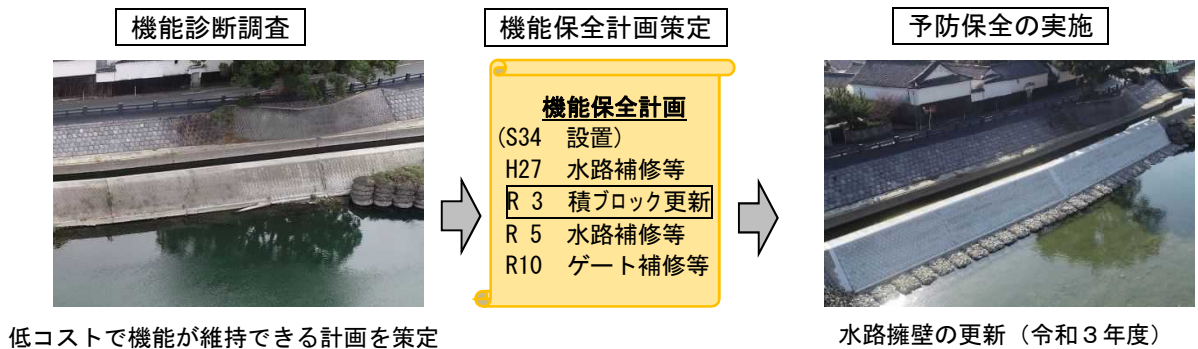
また、市町や土地改良区等が造成した小規模な農業水利施設についても、県土地改良事業団体連合会と連携してストックマネジメント手法による機能保全を支援している。



【令和4年度事業実施計画】

事業区分	実施箇所
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業	稲美町 天満大池水管理システム ほか8市町4地区

【ストックマネジメント手法による井堰の機能保全（たつの市岩浦幹線水路）】



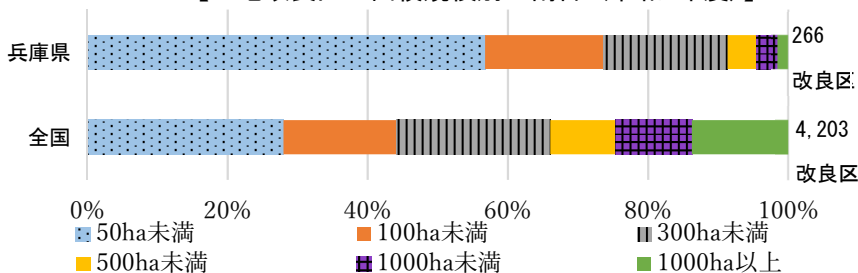
3 土地改良区の運営強化

(1) 現状・課題

土地改良区は、基幹的な農業水利施設の管理等を行う土地改良事業の実施主体として、土地改良法に基づき、地域の関係農業者により組織された組合であり、県内には令和4年4月現在、266の土地改良区がある。

施設の管理を通じて農地や農業用水の利用調整を図るなど、地域の農業生産を支えているが、将来にわたって組織が円滑に運営され、事業が適切に実施されるためには、農業者の減少・高齢化や担い手農家への農地の集積・集約化等、農業構造の変化に的確に対応していく必要がある。

【土地改良区の面積規模別の割合（令和3年度）】



県データ農地整備課調べ、全国データ農林水産省調べ

【土地改良区数の推移】

年度	H5	～	R2	R3	R4
数	434		271	269	266

農地整備課調べ

(2) 取組状況

ア 農業水利施設の老朽化への対応

施設の更新整備を計画的に進めるためには組合員の合意形成が不可欠であることから、更新整備の実施スケジュールや必要な財源等を明確にするため、井堰やダム等を管理する 103 の土地改良区を対象に「土地改良施設維持管理計画」の策定を推進している。

令和 3 年度までに 98 の計画が策定され、残る 5 土地改良区においても速やかに計画が策定されるよう、役職員への意識啓発と技術指導を行っている。

イ 財務管理の強化

組合の財務状況の明確化・透明化を図り、施設の更新費用の計画的な積立を促進するため、管理する施設の資産評価と複式簿記会計の導入を推進している。

改正土地改良法により貸借対照表の作成が義務化されたことから、令和 4 年度までに全ての土地改良区において作成されるよう、近畿農政局及び県土地改良事業団体連合会の協力を得て、地域毎に役職員向けの研修会を開催している。

【財務強化への支援状況（令和 4 年度）】

貸借対照表作成相談会	県内 9 箇所で開催予定
------------	--------------

ウ 事務統合・組織統合の推進

県内の土地改良区は 100ha 未満の小規模な組合が 70%以上を占めており、財務基盤や組織体制が脆弱で円滑な組織運営、事業実施が難しくなっているものがある。

このため、このような土地改良区を対象に事務の共同化や組織の合併を推進しており、土地改良区統合整備基本計画を定め、関係市町及び県土地改良事業団体連合会と連携して土地改良区への個別指導を実施している。

III 地域ぐるみによる農地・水路の保全の推進

1 多面的機能支払交付金による地域共同活動への支援

(1) 現状・課題

過疎化や高齢化、混住化に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動で支えられてきた農地・農業用水路等の維持・保全が困難になりつつある。また、共同活動の困難化に伴い、農地・水路等の保全管理に係る担い手農家の負担が増大し、担い手への農地集積・集約化が阻害されるおそれもある。

そこで、農地・水路等の保全に係る経費を助成する「多面的機能支払交付金」により、非農家も含めた地域ぐるみの共同活動を支援している。

令和 3 年度末現在、2,383 集落 50,821ha の農地（農振農用地の 82%）において活動が実施されており、今後、生態系保全や景観形成など、農地等が有する多面的機能の増進を図る活動の展開が期待される。

(2) 取組状況

ア 質の高い活動への誘導

活動組織の意識啓発と優れた活動事例の普及を目的として、毎年、多くの活動組織が参加する「ひょうご水土里のふるさとフォーラム」において、優良事例を紹介するほか、活動組織が抱える課題について地域毎に研修会を開催している。

また、各活動組織においては目指すべき姿や取り組むべき活動等を示す「地域資源保全管理構想」を策定することとされており、この構想は集落営農の組織化や人・農地プラン作成の契機に繋がることから、研修会において、構想策定に向けた地域での十分な話し合いを啓発、指導している。

【多面的機能支払実施状況】

	H19 [制度開始時]	H29	H30	R1	R2	R3	R4(予定)
集落数 (活動組織数)	2,110 (1,738)	2,351 (1,978)	2,364 (1,981)	2,328 (1,883)	2,351 (1,788)	2,383 (1,739)	2,417 (1,704)
活動面積(ha)	46,253	50,833	50,997	50,171	50,604	50,821	51,082

【地域別交付面積(農地維持)及び交付額(令和4年度予定)】

県民局	神戸	阪神	東北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
交付面積(ha)	3,426	2,021	15,361	4,106	5,654	5,905	7,627	6,168	50,268
交付額(千円)	225,422	133,000	1,070,534	338,471	414,624	407,020	552,900	422,868	3,564,839

※各欄は、小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計と一致しないことがある。



水路法面の草刈り



水路の点検・補修



水路での生き物調査

イ 活動組織の広域化の推進

活動組織の人材不足の解消や事務負担の軽減を図る方策として、平成30年度から活動組織の広域化を推進しており、活動組織向け研修会での啓発や、広域化を構想している市町への個別指導などを行っている。

令和3年度までに377集落が市町域や小学校区、土地改良区の区域など、各地域の実情に応じた単位で広域組織に移行した。広域化を契機に未実施集落での活動開始や休止集落の活動再開等の動きも現れている。

【広域組織設立状況(令和3年度末時点)】

市町域	小学校区等	計
佐用町・姫路市・神河町・上郡町 4組織(268集落)	養父市・豊岡市・朝来市・丹波市他 10組織(109集落)	14組織 (377集落)

ウ 草刈り作業の軽労化・省力化の推進

共同活動のうち最も負担が大きい「草刈り作業」について、作業人員の減少や担い手の負担が増大している状況を踏まえ、機械導入等による軽労化・省力化を推進している。

現地で様々な軽労化・省力化技術を体験できる「草刈りフィールド・ラボ」を佐用町内に設置し、令和2年度から研修会を開催している。



草刈りフィールド・ラボ研修会
(最新のリモコン草刈り機を体験)

【草刈りフィールド・ラボ概要】

活動内容	取組内容	実績
現地研修会	リモコン式等草刈り機の実演・体験 メーカーによる操作説明・安全講習	R2.8 西播磨地域の活動組織 100 名 R3.7 全県下の活動組織 200 名
技術実証	軽労化・省力化技術の実証 (被覆植物、足場設置、高刈り、抑草剤等)	R2 試行、R3～実施検証

エ 田んぼダムの取組の促進

「田んぼダム」とは、水田の貯水機能を利用し、豪雨時に雨水を一時的に貯留させることで、河川へのピーク流出量を抑制する取組である。

田んぼダムに必要な専用のセキ板を活動組織へ配布し、地域共同活動の一つとして、これに取り組むよう啓発している。令和3年度までに県内38市町延べ7,200ha以上の水田で取組が実践されている。

【田んぼダムの仕組み】

- ① 水田の落水口に切欠きのあるセキ板（高さ10cm）を設置
- ② 豪雨時には水位が通常よりも10cm上昇し、30aの水田であれば、300m³の雨水が一時貯留
- ③ 貯留された雨水は、切欠きから時間をかけて徐々に排水

【田んぼダムの取組状況（累計）】

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
セキ板配布枚数(千枚)	6.4	11.4	16.1	21.0	23.8	28.3	31.6	34.7
取組面積 (ha)	1,228	2,304	3,362	4,479	5,123	5,805	6,227	7,212

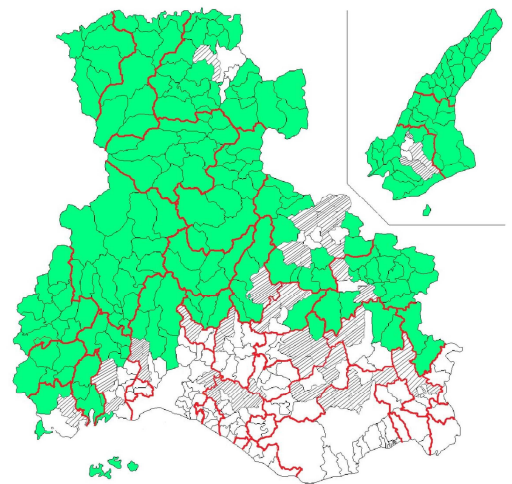
農地整備課調べ

2 中山間地域のコミュニティの活性化

(1) 現状・課題

中山間地域^{*}にある農地や山林は、水源のかん養や洪水防止、県民への豊かな自然とのふれあいの場の提供など多面的な機能を有している。しかし、就業機会などの社会的条件や地形などの農業生産条件が不利であり、人口の減少や高齢化の進展が著しいことから、耕作放棄地が増加するなど、地域の荒廃が懸念されている。

そこで、地域住民の主体的な取組を支援するとともに、多様な外部力の導入により、中山間地域の多面的機能の維持保全や農山漁村が有する地域資源の活用を進め、中山間地域の活性化を図る。



中山間地域位置図

^{*}中山間地域：特定農山村法・山村振興法・過疎法・離島振興法の4法によって指定された地域（16市8町）

^{*}農林統計上の中間農業地域・山間農業地域

(2) 取組状況

ア 中山間地域等直接支払交付金制度の推進

農地の耕作放棄を防止し、農業生産力とともにその多面的な機能を維持するため、農業の生産条件が不利な農地等における適正な農業生産活動等^{*}に対して交付金を交付している。 ^{*}農業生産活動等：水路・農道の管理、景観作物作付等

【中山間地域等直接支払実施状況】

項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4 予定	対前年
直接支払い実施市町数	24	24	24	27	27	27	0
直接支払い協定数	572	572	573	590	596	611	15
交付対象面積 (ha)	5,294	5,298	5,317	5,539	5,625	5,869	244
交付金額 (百万円)	1,016	1,017	1,019	1,083	1,101	1,147	46

【地域別交付面積及び交付金額（令和4年度予定）】

県民局	神戸	阪神北	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
交付面積(ha)	365	267	562	120	617	1,496	171	2,272	5,869
交付額(千円)	78,884	51,946	91,042	24,161	125,294	286,837	32,131	456,621	1,146,916

※各欄は、小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計と一致しないことがある。

イ 活性化施設等の整備への支援

農林水産業の振興とともに、豊かな自然などを生かした都市住民との交流の拡大を通じた地域活性化を目指す市町等に対し、必要とされる施設整備を支援している。

ウ 棚田地域の維持・保全

棚田地域においては、多面的機能の維持・発揮と地域の賑わいづくりを進めるため、棚田地域振興法に基づく棚田地域の指定や指定棚田地域振興活動計画の認定に向けた取組を進め、活動体制づくりや国事業等を活用した保全活動等への支援を行っている。



“つなぐ棚田遺産”認定〔令和3年度〕

つなぐ棚田遺産は、令和元年の棚田地域振興法*の施行を受け、平成11年に選定された「日本の棚田百選」に続き、全国の優良な棚田を農林水産大臣が認定している。全国で271棚田が認定され、本県では4市町の7棚田が選ばれている(下表)。

※棚田地域振興法：

貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、もって棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的として、令和元年に施行。

つなぐ棚田遺産（兵庫県）

多可町	岩座神の棚田
宍粟市	飯見の棚田
宍粟市	山田の棚田
香美町	うへ山の棚田
養父市	宮垣の棚田
養父市	別宮の棚田
養父市	能座の棚田

つなぐ棚田遺産の認定証授与式



IV 地籍調査の推進

1 現状・課題

地籍調査は、国土調査法に基づき、主に市町村が主体となって土地一筆ごとの所有者、地番、地目を調査し、境界と面積を測量する事業である。調査成果は法務局にある登記簿や地図に反映され、土地取引の円滑化や行政の効率化、災害が発生した時の迅速な復旧に必要なデータとなっている。

本県の調査進捗率は、令和3年度末で29%と全国平均52%を大きく下回っており、特に都市部及び山林部の進捗率が低いことから、それぞれの要因に応じた対策を講じ調査を推進していく。

【調査対象面積※に対する進捗状況】

区分		進捗状況（令和3年度末）			令和4年度	
		対象面積 (km ²)	調査済面積 (km ²)	進捗率 (全国)(%)	調査予定面積 (km ²)	実施市町数
都市部(DID)		577	139	24 (26)	1	36市町 （実施主体数） 36市町 2森林組合
DID 以外	宅地	535	157	29 (51)	2	
	農地	1,390	860	62 (71)	5	
	林地	5,444	1,186	22 (46)	62	
合計		7,946	2,342	29 (52)	70	

※ 調査対象面積：全面積（R1年度時点県土8,401 km²）から国有林及び湖沼等の公有水面を除く

D I D（人口集中地区）：人口密度4,000人/km²の区域が隣接して、人口5,000人以上を有する地域

農地整備課調べ

2 取組状況

(1) 国土調査事業十箇年計画※の推進

平成15年度に農林水産部及び土木部、まちづくり部の関係課で構成する「地籍調査推進会議」を設置し、国土調査事業十箇年計画のもと、土木事業や森林施策などの関係施策と連携を図りつつ、補正予算を積極的に活用して調査の加速化に取り組んでいる。

※ 国土調査促進特別措置法に基づく計画。現在は第7次計画（R2～R11）

(2) 都市部における街区境界調査の推進

都市部は土地所有者の権利意識が高く、通常調査手法では調査完了までに相当の時間を要することから、地籍調査の実施に先行して、道路等の官有地と民有地の境界を調査する「街区境界調査（旧官民境界等先行調査）」の実施を推進している。

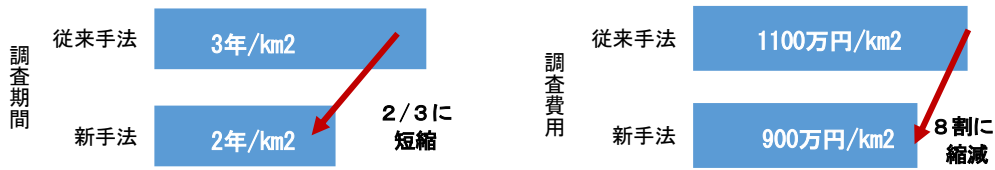
この先行調査が将来的に地籍調査へ円滑に結びつくよう、関係市町への指導や法務局との調整を図っている。

(3) 山林部におけるリモートセンシングデータを活用した新たな調査手法の導入

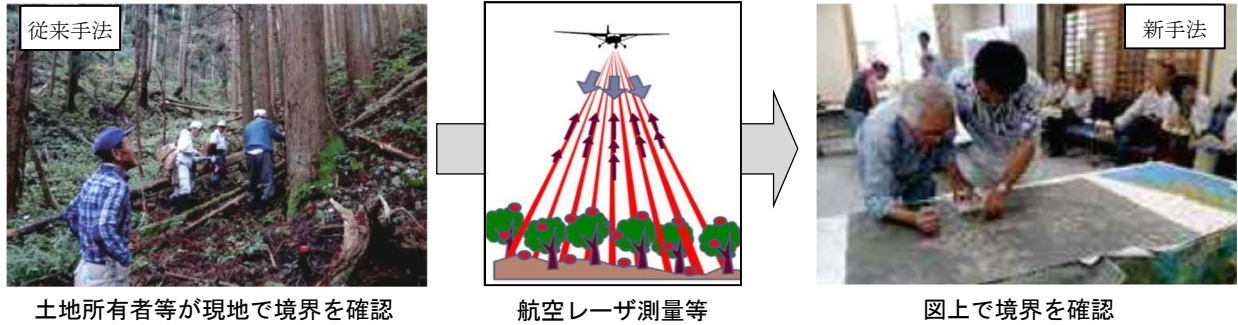
山林部は土地所有者の高齢化等により境界の現地確認が困難になりつつあることから、現地立会による境界確認に代えて、航空レーザ測量で作成した地形図等を用いて机上で境界確認する新手法の導入に取り組んでいる。

令和2年度から佐用町と市川町において、順次試行的な取組を開始しているが、この新手法の導入には土地所有者の合意が必要であることから、合意形成の進め方などを検討し、全県展開に向け市町等へ啓発していく。

【リモートセンシングデータを活用した新手法導入による効果（他県実施事例による）】



【従来手法と新手法の調査手法の違い】



V 農村の防災・減災対策の推進

1 ため池の保全・管理

(1) 現状・課題

県内には降水量の少ない瀬戸内地域を中心に約22,000箇所の農業用ため池が存在し、貴重な用水源として活用されている。それらの多くは江戸期以前の築造であるため、豪雨や地震に対する設計基準を満たさないものが大半を占め、経年劣化による堤体からの漏水や断面変形等が進行しているものも増加している。

また、農業者の減少・高齢化の進行により管理組織が弱体化し、維持管理が困難となっているものや、利用実態がないものも増加している。

このような中で、近年、集中豪雨や大規模地震による決壊リスクが高まっており、県民の生命や財産を守るため、ため池の決壊を防ぐ防災対策とハザードマップの周知をはじめとする減災対策が急務となっている。

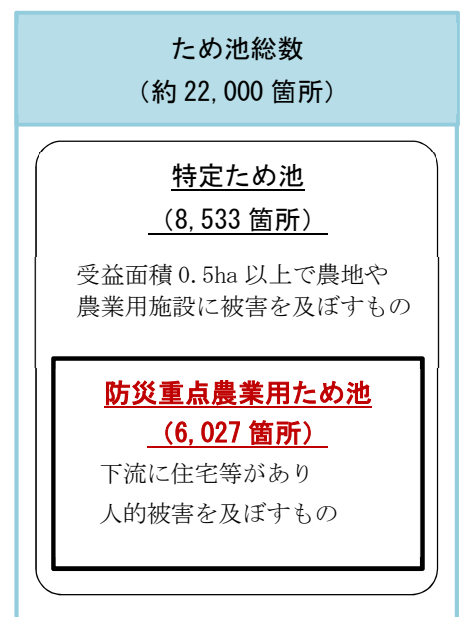
(2) 取組状況

ア ため池情報の管理と法令指定

「ため池管理保全法」に基づき、全てのため池について管理者情報等の届出を求め、市町とともにため池データベースの適正な管理を推進している。

また、決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼすおそれがあるものを「特定ため池」に指定し、ため池の保全に影響のある行為を制限するなど、適正な管理に努めている。

さらに、令和2年10月には「ため池工事特措法」が施行され、特定ため池のうち人的被害を及ぼすおそれがあるものを「防災重点農業用ため池」に指定し、優先的に改修・廃止工事を実施するなど災害の未然防止を図っている。



農地整備課調べ

イ 適正管理に向けた管理者への支援

ため池管理技術の継承や管理者意識の向上を図るため管理者講習会などを通じ、日常の点検や適正な管理方法、大雨に対する備え等を指導している。

さらに、特定ため池を対象に、専門技術者による定期・巡回点検を健全度に応じて2～5年毎に実施するほか、令和4年度には「ため池保全サポートセンター」の人員を増やし、漏水等の不具合が確認されたものに対する巡回点検や、簡易補修、低水位管理などの現地指導の充実を図っている。



ウ ため池防災工事の実施

決壊リスクや想定される被害規模等から優先的に改修・廃止工事を行うため、各市町と協議し防災工事の実施計画として令和3年3月に「兵庫県ため池防災工事等推進計画」を策定した。

令和12年度までの計画期間内に465箇所のため池について、国土強靱化対策予算を活用して集中的かつ計画的に防災工事を実施していく。



ため池改修完了（加東市 新池）

【兵庫県ため池防災工事等推進計画（令和3～12年度）】

区分	新規着手箇所数			事業費 (億円)
	前期 (R3～7)	後期 (R8～12)	合計	
改修工事	146 (22)	168	314 (22)	602
廃止工事	113 (25)	38	151 (25)	38
合計	259 (47)	206	465 (47)	640

※ () はR4までの新規着手数、前期5年には、国営事業により耐震対策実施予定の5箇所を含む

【令和4年度事業実施状況】

区分	事業主体	ため池改修・廃止事業	実施市町	(実施箇所数)
改修工事	県	たつの市 才榎池 ほか	28市町	(112箇所)
	市町	洲本市 源之丞池 ほか	8市町	(10箇所)
廃止工事	市町	小野市 三角山1号池 ほか	14市町	(23箇所)

エ 減災・避難対策の推進

防災重点農業用ため池を対象として、その位置等を示した「ため池マップ」や決壊時の影響範囲を示す「浸水想定区域図」を県のCGハザードマップで全箇所公表している。さらには、甚大な被害が想定される大規模なため池については、住民の的確な避難を促す「ため池ハザードマップ」を策定・活用した避難対策を推進している。

また、ため池管理のICT化として水位等の遠隔監視システムの導入を進めており、令和2年度の実証実験を踏まえ県独自のガイドライン作成や市町職員を対象とした研修会を開催する。

加えて、大雨等が予想される際の注意喚起や地震などの緊急時に行政との情報共有を迅速にする「ため池管理アプリ」の導入を推進している。



水位遠隔監視システム導入（明石市 釜谷池）

【水位遠隔監視システム導入実績】

設置年度	市町名	ため池名
R2 設置済	明石市	釜谷池
R2 設置済	赤穂市	奥の池
R3 設置済	朝来市	大町大池
R3～実証中	三木市	西谷池
R4 実証予定	明石市	鴨谷池

2 井堰・樋門等の応急対策

(1) 現状・課題

河川に設置された井堰や樋門等の農業水利施設の多くは、昭和 51 年の河川管理施設等構造令制定以前に設けられたものである。これらのうち、構造等が基準に適合せず不備がある施設は令和 4 年 6 月末現在で約 140 箇所存在し、洪水時に堤防決壊等の河川災害を招くおそれがあるため、早急な対策が必要である。

(2) 取組状況

石積みやコンクリートによって造られた固定堰は、水位調節を行うことができず、洪水時に流水を阻害する要因となることから、可動堰への改築を進めている。



洪水を安全に流下させる可動堰へ改修（三木市 高木井堰）

また、不備がある護岸工、護床工や水位調節機能に不具合が生じている可動堰についても、その状況に応じて順次改修整備を進めている。

【令和 4 年度事業実施状況】

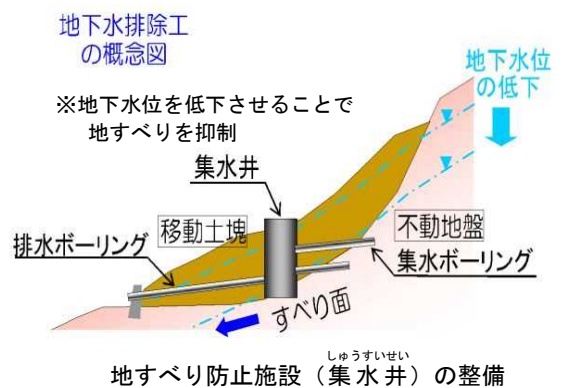
実施箇所	主要工事
姫路市書写地区ほか 5 市町 7 箇所	固定堰から可動堰への改築、護床工の改修等

3 地すべり災害の防止

(1) 現状・課題

地すべりが発生した、又はそのおそれ大きい地域のうち、農地・農業用施設への被害が想定されるとして国（農林水産省農村振興局）から指定を受けた地すべり防止区域は 12 市町に計 77 区域あり、神戸層群*が分布する神戸市、三木市、淡路市に多い。

人家・人命及び公共用施設や農地・農業用施設等の被害を防ぐためには、排水ボーリングにより地下水位を低下させるなど、地すべりの発生を抑制する対策が必要である。



地すべり防止施設（集水井）の整備

* 約 3500 万年前（古第三紀始新世～漸新世）に形成された地層で、砕屑岩とそれに挟在する凝灰岩で構成される。凝灰岩層の一部は地すべりの要因となることが知られている。

(2) 取組状況

令和4年度は、5市町25区域において集水井の設置などの対策工事を実施している。
また、地すべり対策工事が完了している区域（11市町57区域）においても、整備した地すべり防止施設が適切に機能しているかどうかを定期的に点検し、必要に応じて補修等を行っている。

さらに、市町や地域住民と連携して土地の変動兆候の早期発見に努めており、変動兆候が確認された場合は、現地調査のうえ対策工事を行っている。

【令和4年度事業実施状況】

実施箇所	主要工事
三木市豊岡北区域ほか5市町25区域	集水井、杭工、水抜きボーリングの整備等

4 農地海岸の保全

(1) 現状・課題

津波や高潮、波浪、浸食等から海岸付近の農地や農業用施設を守るため、農地海岸として6箇所（総延長2,698m）を指定し、保全・管理している。

【農地海岸の概要（令和4年6月末現在）】

沿岸名	海岸名	所在地	延長(m)
播磨	福浦	赤穂市福浦	478
淡路	松帆崎	淡路市岩屋	193
	慶野	南あわじ市松帆	222
	古津路	南あわじ市松帆	393
	空浜	南あわじ市阿那賀	100
	吹上	南あわじ市上西浜	1,312
合計			2,698



松帆崎海岸 防潮堤（淡路市）

(2) 取組状況

それぞれの海岸に防潮堤等の海岸保全施設を整備しており、施設前面の砂浜の変化なども含めて施設の健全度を点検し、必要に応じて改修等を行っている。

また、令和4年1月に発生した古津路海岸の侵食被害については、今年度実施する現地調査の結果を踏まえ、今後対策を検討していく。

【令和4年度事業実施状況】

実施箇所	事業期間	実施内容
松帆崎海岸	R3～R5	防潮堤の改修 等
古津路海岸	R3～R8	人工リーフ、養浜 等



古津路海岸 侵食被害状況
（南あわじ市）

5 農地・農業用施設災害への対応

(1) 災害復旧事業の実施

豪雨や地震等により被災した農地や農業用施設について、国の災害復旧事業を活用して早期の復旧、営農再開を支援している。

令和4年6月末時点で、令和元年災害は100%（22/22箇所）、令和2年災害は99%（220/222箇所）、令和3年災害は25%（47/191箇所）の工事が完了している。

引き続き、事業主体である市町を指導・支援し、令和2年災害の全箇所工事完了を目指すとともに、令和3年災害については、早期の復旧、営農再開を支援していく。

【近年の災害発生状況】

年次	主な事象	主な被災地域	被害総額 (百万円)
R1	台風第10号(8/15～8/16)	東播磨、北播磨、中播磨、西播磨、但馬	120
R2	7月豪雨(7/24～7/25)	神戸、阪神、北播磨、但馬、丹波、淡路	1,018
R3	7月豪雨(7/7～7/8) 台風9号(8/8～8/9)及び前線豪雨(8/12～8/20) 9月豪雨(9/8～9/9) 台風14号(9/17～9/18)	阪神、東播磨、北播磨、中播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路	1,443

農地整備課調べ

【令和3年度の災害発生状況】

主な事象	被災内容	被害総額 (百万円)
7月豪雨【激甚】 (7/7～7/8)	農地 76箇所、ため池 3箇所、頭首工 10箇所、水路 57箇所、道路 12箇所	274
台風9号【激甚】 (8/8～8/9)	農地 40箇所、頭首工 5箇所、道路 3箇所	148
前線による豪雨【激甚】 (8/12～8/20)	農地 61箇所、頭首工 5箇所、水路 38箇所、道路 9箇所	320
9月豪雨 (9/8～9/9)	農地 25箇所、ため池 1箇所、頭首工 1箇所、水路 14箇所、道路 13箇所	269
台風14号 (9/17～9/18)	農地 125箇所、ため池 7箇所、頭首工 1箇所、水路 43箇所、道路 28箇所	432
	合計	1,443

農地整備課調べ

(2) 災害に備えた体制づくり

災害発生に備え、市町職員を対象に事業の事務手続きや査定設計書の作成等に関する研修会を開催し、災害復旧技術の向上に努めている。

また、平成26年の丹波市での豪雨災害のような被災件数・被災総額が相当に多い場合には、県の技術職員を被災市町に派遣するほか、県内市町の相互支援制度に基づき、災害査定業務への職員派遣について、市町と調整を図ることとしている。

VI ため池が有する多面的機能の発揮・促進

(1) 現状・課題

ため池は、農業用水を供給するとともに、生物が生息する水辺空間の創設、地域の憩いの場の提供や、豪雨時には雨水を一時的にためる洪水調節や土砂流出の防止などの多面的機能を有している。

「ため池の保全等に関する条例」に基づき、県民の貴重な財産であるため池が次世代に継承され、多面的機能の発揮が促進されるよう、管理者による適正な管理に合わせて、多様な主体の参画と協働によるため池保全活動を推進していく必要がある。

(2) 取組状況

ア 多様な主体による保全活動の推進

ため池の維持管理にあわせて、海域への栄養塩供給にも資する「かいぼり（堆積泥土の放流）」や、生物多様性に悪影響を及ぼす外来動植物の駆除活動など、ため池管理者・地域住民・各種活動団体など多様な主体の参画によるため池保全活動を推進している。

また、「ひょうごため池だより」の発行に加え、「ため池保全推進フォーラム」の開催、「ため池保全県民運動ホームページ」やSNSによる広報など、ため池管理者だけでなく幅広く県民に対して、ため池保全に関する情報発信に取り組んでいる。



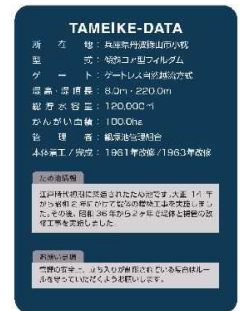
農業者と漁業者の協働による「かいぼり」の取組（淡路市 奈良町池）

丹波地域の16ため池 カードで紹介

篠山土地改良事務所は、農業用ダムやため池が持つ優れた景観や特徴などの魅力をはじめ、米作りに欠かせない“水がめ”としての機能についても関心を持ってもらおうと、管内のため池の魅力を紹介する「ため池カード」を作成した。カードは総貯水容量10万 m^3 以上の16箇所のため池を選定し作成した。表面は空撮写真、裏面には所在地、形式、総貯水容量、ため池にまつわるエピソードなどを記載している。



ため池カード



【県内のかいぼり実施状況（近年5箇年）】

年度	H29	H30	R1	R2	R3
実施箇所数	264	258	302	300	304
うち漁業者との連携によるもの	61	50	58	59	56

農地整備課調べ

イ ため池や農業用ダムの洪水調節機能の活用

ため池や農業用ダムが有する洪水調節機能を流域の治水対策にも活用するため、大雨の前に貯留水を放流して水位を下げる「事前放流」や、かんがい用水の需要が少ない時期を定めて水位を下げておく「時期ごとの貯水位運用」を進めている。

事前放流や低水位管理など通常の利水操作を越える作業負担に対しては補助事業を活用し、管理者を支援していく。

(7) ため池の事前放流機能の整備

放流における煩雑な水位操作を省力化するため、ため池の改修整備に合わせて取水施設や洪水吐への事前放流機能を付与する整備を行っている。

【ため池事前放流機能整備状況（令和3年度末累計）】

ため池事前放流機能の整備箇所数*			
整備箇所数*	取水施設の改良	洪水吐の改良	治水容量
402箇所	229箇所	213箇所	438万 m^3

※整備箇所数計は重複を含む。

農地整備課調べ



洪水吐切り欠きを活用した事前放流（高砂市 堂池）

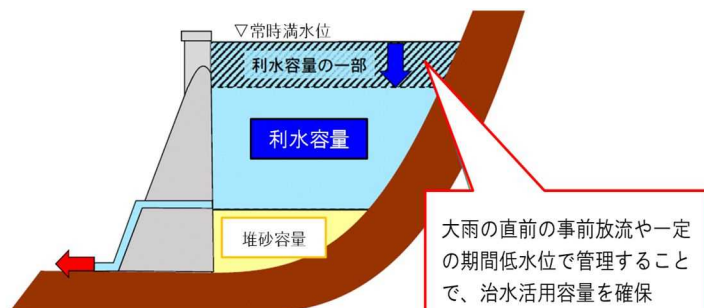
(4) 農業用ダムでの洪水調節機能の強化

一級水系及び二級水系にある県管理農業用ダム 7 基において、利水者である土地改良区の協力のもと河川管理者と治水協定を令和 2 年度に締結し、「事前放流」と「時期毎の貯水位運用」の取組を開始した。

また、治水利用容量の確保を図るため、利水容量内に一定量の土砂が堆積したものについて、令和 3 年度から緊急浚渫推進事業債を活用し、県単独緊急浚渫推進事業で堆積土砂の撤去を進めている。



あいやがわ
鮎屋川ダム（洲本市）



治水活用容量確保のイメージ

【令和 4 年度県単独緊急浚渫推進事業実施状況】

ダム名	事業期間
つばいち 鏝市ダム（丹波篠山市）、おおすぎ 大杉ダム（丹波市）	R3～R4
はちまんがに 八幡谷ダム（丹波篠山市）、ふじおか 藤岡ダム（丹波篠山市）	R4～R5

【治水協定を締結した県管理農業用ダム】

水系	ダム名	所在地	治水活用容量	内容	
一級水系	加古川	鏝市ダム	丹波篠山市	23 万 m ³	時期ごとの貯水位運用（8～10 月）
		八幡谷ダム	丹波篠山市	19 万 m ³	時期ごとの貯水位運用（8～10 月）
		佐仲ダム	丹波篠山市	14 万 m ³	時期ごとの貯水位運用（8～10 月）
		藤岡ダム	丹波篠山市	18 万 m ³	時期ごとの貯水位運用（8～10 月）
		小 計		74 万 m ³	
二級水系	洲本川	鮎屋川ダム	洲本市	10 万 m ³	事前放流
	三原川	大日川ダム	南あわじ市	4 万 m ³	事前放流
	本庄川	本庄川ダム	南あわじ市	2 万 m ³	時期ごとの貯水位運用（10 月）
		小 計		16 万 m ³	
合 計			90 万 m ³		

VII 農村生活環境の整備・保全

1 農業集落排水処理施設の機能保全

(1) 現状・課題

河川や農業用水の水質の汚濁を防止するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図るため、「生活排水処理 99%大作戦」のもと、平成 3 年度から平成 16 年度にかけて、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する「農業集落排水処理施設」の整備を推進してきたが、これらの多くが更新時期を迎えており、施設機能の保全対策を計画的・効率的に進めていく必要がある。

(2) 取組状況

隣接する施設や公共下水道への統合も視野に入れ、施設の長寿命化や整備予算の平準化を図り、対策を適時適切に実施していくため、各市町に対して施設ごとの機能診断調

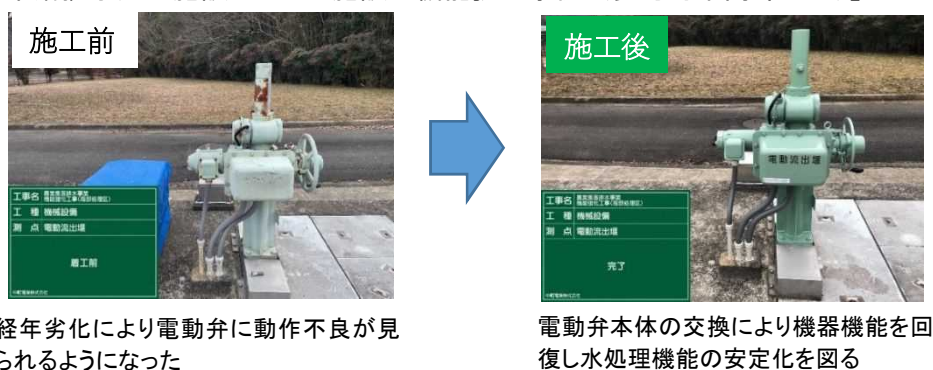
査に基づいて必要な対策方法等を定める「最適整備構想」の策定を指導してきた。

現在、施設を有する 24 市町（288 処理区）全てにおいて構想が策定されており、これに基づいて必要な更新整備が着実に実施されるよう、事業予算の確保等について国及び市町と調整を図っている。

【令和 4 年度事業実施計画】

実施箇所	主要工事
神戸市田井地区ほか 8 市 1 町 13 地区	水槽の防食工事、ポンプ・ブローア・除塵設備の更新等

【農業集落排水処理施設における施設の機能強化事例（多可町中南部地区）】



VIII 国営造成土地改良施設の機能保全

1 国営造成土地改良施設の概要

受益地が複数市町にわたる大規模な土地改良事業については、国が直接事業を実施しており、本県においては、昭和 20 年代から平成初頭にかけて、東条川地区ほか 3 地区で基幹的な農業水利施設等が造成された。

これらの施設では、年数経過に伴い、老朽化による水路トンネルの変状や漏水事故等の不具合が増加している。また、水路橋やダム・ため池の一部では、調査の結果、現在の基準に基づく所定の耐震性能を有していないことが明らかとなっている。

このため、計画的な施設更新や長寿命化対策、耐震対策が必要となっており、国営事業による対策が円滑に行われるよう、国及び関係市町、関係土地改良区と調整を進めている。

【国営造成施設】

地区名	関係市町・関係土地改良区	主要施設	造成年度
とうじょうがわ 東条川地区	加東市、小野市、三木市、兵庫県東播土地改良区	かもがわ ぶなき あんせい 鴨川ダム, 船木池, 安政池, 水路 23km	S22～S39
かがわせいぶ 加古川西部地区	加西市、加東市、小野市、多可町、西脇市、姫路市、加古川西部土地改良区	こうじや 糺屋ダム, 井堰 4 基, 水路 81km	S42～H2
とうばんようすい 東播用水地区	神戸市、三木市、稲美町、加古川市、明石市、東播用水土地改良区	どんど おおかわせ かわしろ 呑吐ダム, 大川瀬ダム, 川代ダム, 水路 110km	S45～H4
きたあわじ 北淡路地区	淡路市、北淡路土地改良区	ときわ たにやま 常盤ダム, 谷山ダム, 揚水機場 2 箇所, 水路 48km	S43～H1

2 国営事業による機能保全対策

(1) 東播用水地区

平成 25 年度から幹線水路等の改修を進めてきた国営東播用水二期事業は、計画どおり令和 3 年度に事業完了した。

【東播用水二期事業の概要】

- ① 主要工事
 - ・山田幹線水路、中央幹線水路の老朽化対策
 - ・大川瀬導水路等の老朽化対策
 - ・御坂サイフォン、明石川支線1号水管橋の耐震対策
- ② 事業期間 平成25年度～令和3年度
- ③ 受益面積 7,313ha（関係農家数13,046戸）
- ④ 事業費 145.4億円（共同事業である県水道事業分を含めた総事業費186.9億円）



耐震整備が完了した淡河幹線水路
御坂サイフォン（三木市）

⑤ 負担割合

	国	県	市町	農家
老朽化対策	66.66%	19.40%	9.00%	4.94%
耐震対策	66.66%	30.00%	3.34%	0

(2) 東条川地区

令和元年度から事業化に向けた調査・設計に取り組み、令和3年度から国営東条川二期事業として着手した。

老朽化が進行する幹線水路等の改修や大規模地震に備えたダム・ため池の耐震対策を行うこととしており、令和4年度は鴨川導水路の改修等を実施する予定である。



安政池（加東市）

【東条川二期事業の概要】

- ① 主要工事
 - ・鴨川導水路等の老朽化対策
 - ・ダム・ため池の耐震対策（鴨川ダム、安政池 他6箇所）
 - ・曾根サイフォンの耐震対策
- ② 事業期間 令和3年度～令和14年度（予定）
- ③ 受益面積 3,396ha（関係農家数5,974戸）
- ④ 事業費 129.8億円（共同事業である加東市、小野市の水道事業分を含めた総事業費140.0億円）



曾根サイフォン（加東市）

⑤ 負担割合

	国	県	市	農家
老朽化対策	66.66%	19.40%	9.00%	4.94%
耐震対策	66.66%	30.00%	3.34%	0

⑥ R4年度予算 5.34億円（上水事業費を含めた総事業費5.76億円）

⑦ R4年度工事計画

工事名	工事概要	備考
鴨川導水路 水路橋耐震対策工事	水路橋5橋耐震対策	加東市
1号幹線水路 水路橋耐震補強工事	1号水路橋耐震補強	加東市
権現池他改修その1工事	権現池前面、小野大池裏面改修	小野市
昭和池浸透水観測施設設置工事	浸透水観測施設設置	加東市
船木池洪水吐改修他工事	洪水吐改修他	小野市

(3) 加古川西部地区

平成27～29年度に国が実施した劣化状況の診断調査の結果、施設の健全性が確認され、当面大規模な改修等の必要性はないと判断されている。

今後、調査結果をもとに策定した機能保全計画に従い、劣化予測に基づく補修・補強を実施していくとされている。

(4) 北淡路地区

近年、施設の老朽化による水利施設の突発事故が発生し、営農にも重大な支障を来しており、抜本的な更新対策が必要となっていることから、土地改良区及び市、県、国の関係部署で構成する「北淡路地区水利施設老朽化対策事業推進会議」を令和2年度に設置し、国営二期事業の早期実施や突発事故に備えた迅速な復旧工事の実施に向けて協議を進めている。

また、国においては、国営二期事業の実施に向けた検討調査に着手しており、県では、この調査に積極的に協力している。



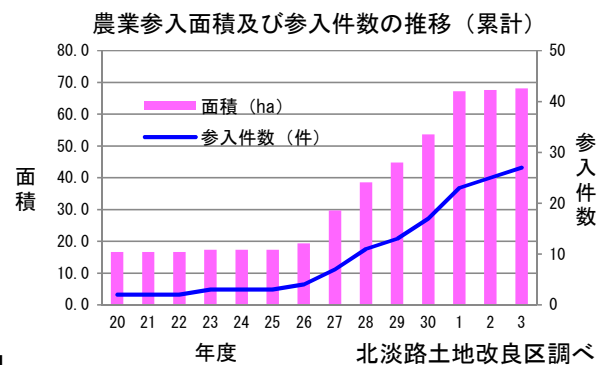
幹線パイプラインの破損
(断水・通行に支障)

【農業参入希望事業者への農地貸付の推進】

北淡路地区では国営事業によって造成された農地において野菜・果樹・畜産など多様な農業が展開されているが、一方、地域の農業者の高齢化と後継者不足によって未利用農地が増加しつつあり、県では北淡路土地改良区及び淡路市等と連携し、未利用農地への企業参入を促進してきた。

しかしながら、整備年次が古く、団地内の区画や農道は総じて狭小であり、効率的な営農に不向きな農地が少なくない。

このため令和元年度から農地借受希望をプロポーザル方式で公募し、個々の営農計画に即して農地等を整備した上で事業者へ貸付ける「オーダーメイド型農地整備・貸付事業」に取り組んでいる。



【オーダーメイド型農地整備・貸付事業の実施状況】

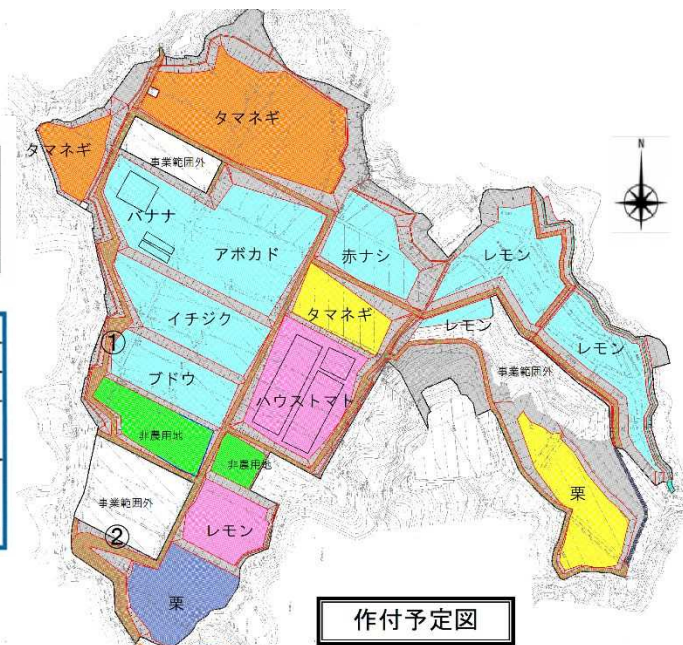
	公募時期	公募農地面積 (ha)	選定事業者	農地整備事業着手時期	営農計画	営農開始時期
第1期	R1.8～9	13.0ha	(株)パソナグループ ほか2者	R3.4～	果樹栽培、 施設園芸ほか	R5.4～(予定)
第2期	R2.5～7	5.1ha	(株)ハーベストファーム ほか2者	R4.4～	果樹栽培、 露地野菜ほか	R6.4～(予定)
第3期	R3.8～9	15.6ha	(株)池上農場 ほか5者	R5.4～(予定)	路地野菜、 果樹栽培ほか	R7.4～(予定)
第4期	公募地区の調整中					

【第1期公募団地】

1 スケジュール

工種	R3	R4	R5	R6
実施設計	■			
区画整理工		■		
その他(換地)	■	■	■	■

担い手数	現況		計画	
	個人	法人	個人	法人
担い手への農地集積	-	-	2名	2法人
【集積率】	0	0%	10.9	94.0%
野菜等の生産拡大	たまねぎ、くり		たまねぎ、レモン、いちじく、トマト等	
	4.2ha		10.2ha	



作付予定図

主要農作物の生産振興について

令和4年7月

農林水産部農産園芸課

目 次

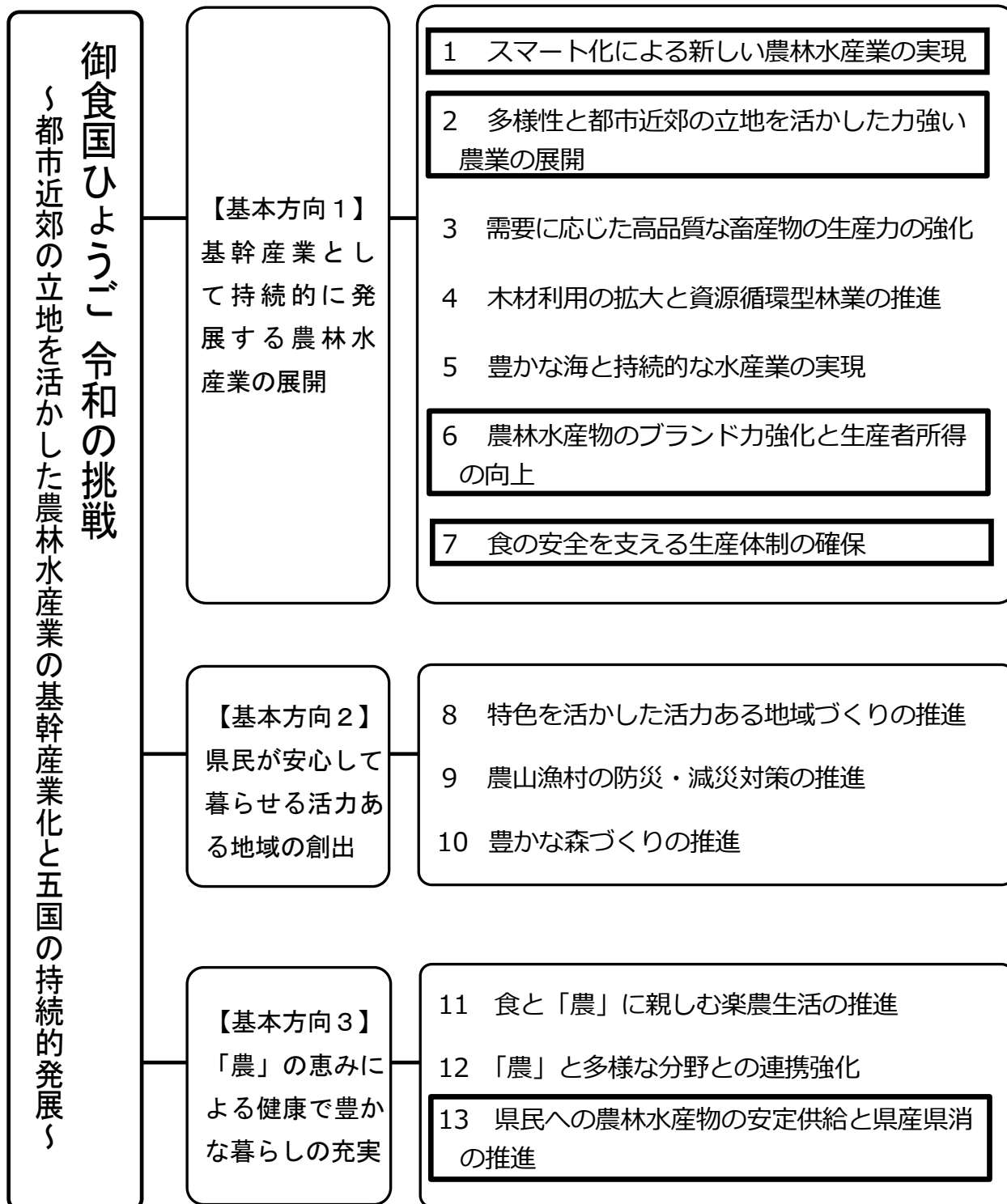
I	農作物生産の概況	4
II	農作物の生産振興方策と取組	
1	野菜	5
2	水稲・麦・大豆	8
3	果樹・茶	15
4	花き	17
5	農業機械・生産資材対策	19
III	スマート農業の推進	
1	「ひょうごスマート農業推進方針」の策定・推進	21
2	土地利用型農業のスマート農業技術の実証・普及	21
3	施設園芸の環境制御技術の普及・定着支援	23

ひょうご農林水産ビジョン2030施策体系表における位置づけ

【めざす姿】

【基本方向】

【推 進 項 目】



I 農作物生産の概況

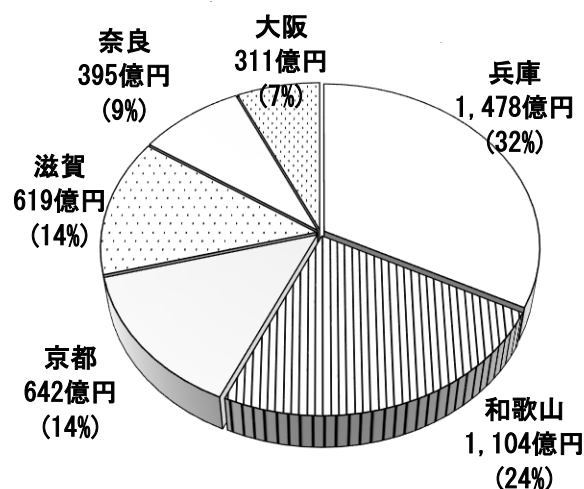
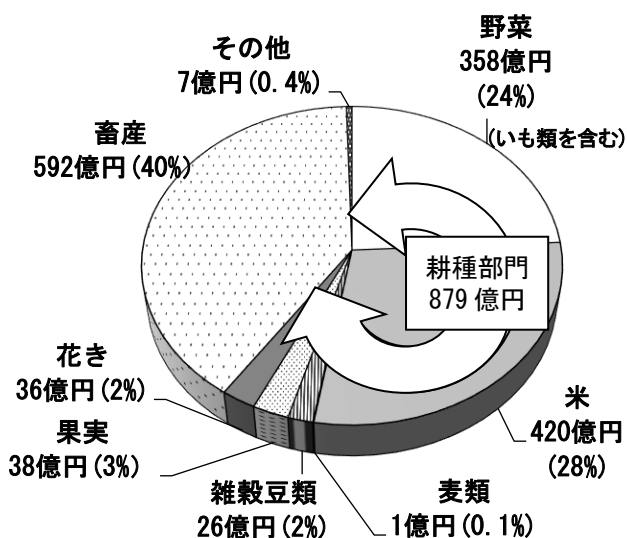
1 本県の農業産出額

本県の令和2年農業産出額は1,478億円。耕種部門が879億円（うち野菜358億円、米420億円）と農業産出額の6割を占め、畜産とともに本県農業の主要部分を占める。

近畿6府県4,549億円の約1/3を占めており、京阪神都市圏の食料生産基地として、本県は重要な地位にある。

兵庫県の農業産出額(令和2年)1,478億円

近畿の農業産出額(令和2年)4,549億円



※農林水産統計（農林水産省調べ）

2 本県の出荷量が全国順位上位を占める主な農産物

五国の多様な自然環境のもと、水稻や野菜など多彩な農産物が四季折々に生産されている。とりわけ、酒米の「山田錦」、黒大豆の「丹波黒」の生産量が日本一であるほか、「たまねぎ」、「レタス」、「いちじく」、「カーネーション」等が全国上位を占めている。

(令和2年産)

品目		生産量等	全国シェア(%)	全国順位	主な産地
米	山田錦(酒米)	16,945 t	59.8	1	播磨
大豆	丹波黒(黒大豆)	1,071 t	41.1	1	丹波・播磨
野菜	たまねぎ	98,500 t	7.3	3	淡路
	レタス	29,300 t	5.2	5	淡路
	キャベツ	28,000 t	2.0	11	淡路・神戸
果樹	いちじく	1,182 t	11.3	4	神戸・阪神
	びわ	122 t	6.4	5	淡路
花き	カーネーション	18,500 千本	9.0	4	淡路
	花壇用苗物類	26,000 千鉢	4.6	4	神戸・播磨

※1 農林水産統計（農林水産省調べ）、米・大豆は農産園芸課調べ

※2 いちじくのみ令和元年産

Ⅱ 農作物の生産振興方策と取組

ひょうご農林水産ビジョン2030のもと、都市近郊立地の優位性や、多様な自然環境に恵まれた本県の特性を最大限に活かして野菜等の生産振興を図る。

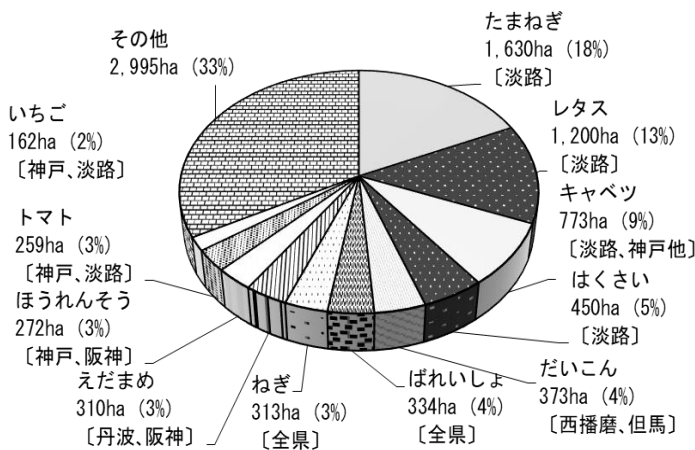
1 野菜

多様な気候・風土や大消費地に近い本県農業の強みを最大限に発揮するため、多彩な品目・販売方法により、安全安心で新鮮な野菜の生産拡大に取り組んでいる。

また、米の需要減少から、水稻主体の生産法人や集落営農組織等に対し、より収益性の高い野菜等への作付転換を進め、新たな産地づくりを推進している。

<生産状況>

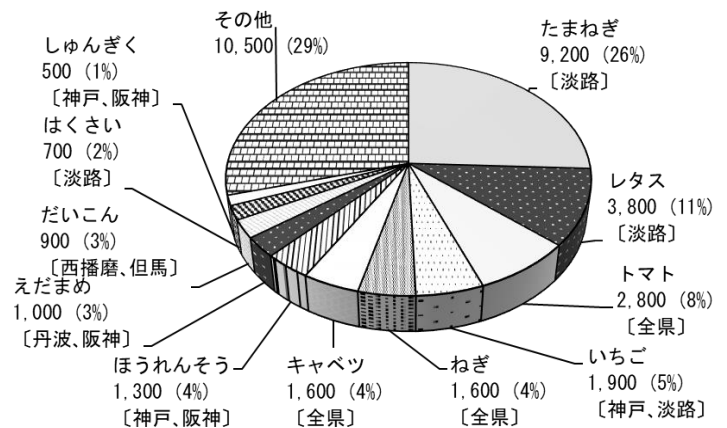
野菜作付面積(令和2年)
合計9,071ha



※〔 〕は、主な産地

野菜産出額(令和2年)
合計35,800百万円

〔単位：百万円〕



※農林水産統計（農林水産省調べ・いも類を含む）

(1) えだまめ、キャベツなど露地野菜の生産拡大

ア 集出荷施設の整備による収益性の向上

高収益品目として水稻からの作付け転換が進む中、えだまめの出荷調製作業の労力軽減や産地の面積拡大を図るため、国事業を活用し、JAのえだまめ集出荷・選別ラインの整備を支援した。



JA兵庫六甲えだまめ集出荷・選別ライン（三田市）

イ 産地の担い手の育成

水稻中心の経営から野菜を組み入れた経営に転換を図る集落営農組織や、異業種から参入する農業法人による野菜生産の取組を支援し、産地の新たな担い手を育成している。

また、JAが各地域で導入拡大を図る新規品目への取組なども支援し、新たな産地づくりを推進した。



農業法人によるかぼちゃの品質向上と増収実証試験（加西市）

(2) 国・県野菜指定産地の育成・充実

ア 野菜指定産地制度※による産地づくり

生産機械・集出荷施設等の導入や需給調整を行い、安定的かつ計画的に供給する野菜産地の育成に取り組んでいる。

※野菜指定産地制度

国内及び県内の消費地への野菜の安定供給を図るため、一定規模以上の産地を国又は県が指定し、卸売市場等向けへの生産・出荷体制の整備を支援・促進する制度。

(ア) 国野菜指定産地制度

野菜のうち、たまねぎやキャベツなど、特に消費量が多い14品目を、国が「指定野菜」として定め、それらを大規模に生産する産地(20ha以上(果菜類12ha以上))について、国が「国野菜指定産地」として指定している。

本県では10品目で延べ21産地が指定されており、県産野菜出荷量の約70%を生産している。

国野菜指定産地一覧

国指定野菜	産地名
キャベツ	春(神戸、東播、たじま、三原) 冬(神戸、東播、三原)
はくさい	秋冬(日の出、三原)
たまねぎ	日の出、三原
だいこん	夏(たじま)、秋冬(御津)
トマト	冬春(神戸)
ピーマン	夏秋(たじま)
ほうれんそう	神戸
にんじん	春夏(御津)
レタス	春(三原)、冬(日の出、三原)
ねぎ	秋冬(たじま)

(イ) 県野菜指定産地制度

国指定野菜以外の品目や、国指定野菜のうち国指定産地の基準に満たない品目のうち、比較的出荷量の多い野菜(出荷量が概ね50t以上)について、県が「県指定野菜」として指定し、それらを生産する産地を県が「県野菜指定産地」として指定している。

12産地で延べ90品目あり、県産野菜出荷量の約6%を生産している。

主な県野菜指定産地一覧

県指定野菜	産地名
たまねぎ	みのり 兵庫みらい 兵庫西
キャベツ	神戸西 阪神 東播 兵庫みらい 兵庫西 たじま 日の出
レタス	神戸西 神戸北 阪神 東播 日の出
やまのいも	阪神 丹波ひかみ 篠山
えだまめ	阪神 丹波ひかみ 篠山
ほうれんそう	神戸西 阪神 東播 兵庫西 たじま
こまつな	神戸西 阪神
トマト	神戸西 神戸北 阪神 東播 兵庫みらい 兵庫西 たじま 日の出 三原
いちご	神戸西 神戸北 東播 日の出

イ 価格安定制度の活用による安定供給

国及び県野菜指定産地では、野菜の市場価格が一定基準を下回った場合、その差額を補てんし、生産者の再生産を支援することで、市場への野菜の安定供給を図っている。
〔【R3実績】補てん金交付額636百万円〕

(3) 県産野菜の消費拡大・認知度向上

県産野菜の魅力やセールスポイントを調理師学校や百貨店、生協等の実需者や消費者にしっかりと伝え、県産野菜を選んでもらうための取組（産地と消費者が「価値」で結びつくバリューチェーンの構築）を推進している。

ア 実需者向け県産農産物の魅力発信

調理師学校や生協といった実需者と連携した活動により、県産野菜の魅力の発信と取引拡大につながる取組を推進している。

令和3年度は、調理師学校での県産野菜の授業や産地と連携したフェア等を計5回実施した。



県産夏野菜を用いた実習（神戸市）

イ 消費者向け県産野菜フェアの開催

県産野菜の需要喚起のため、百貨店と連携し、旬ごとの野菜をテーマにしたフェアを4回実施した。

野菜ソムリエが店舗内のキッチンスペースで調理のデモンストレーションやレシピの配布を行い、県産野菜の魅力や美味しい食べ方を消費者に解説・紹介するなど、県産野菜のPRを行った。



店頭での県産野菜のフェア（宝塚市）

(4) GAP（農業生産工程管理）取組の推進

農業者自らが農業生産工程全体を管理することで、産地や農産物への信頼性の確保、環境への配慮、事故防止等の対策を講じることができるGAPについて、生産者の取組を推進している。

【R3実績】

- ① GAP指導員の育成：1名
- ② 研修会等の開催：2回、延べ131名
- ③ 啓発資料の作成：

県内でGAPの認証を取得した生産者を紹介する実践事例集を作成・配布するとともに、県ホームページでも紹介



GAP 地区別研修会（豊岡市）

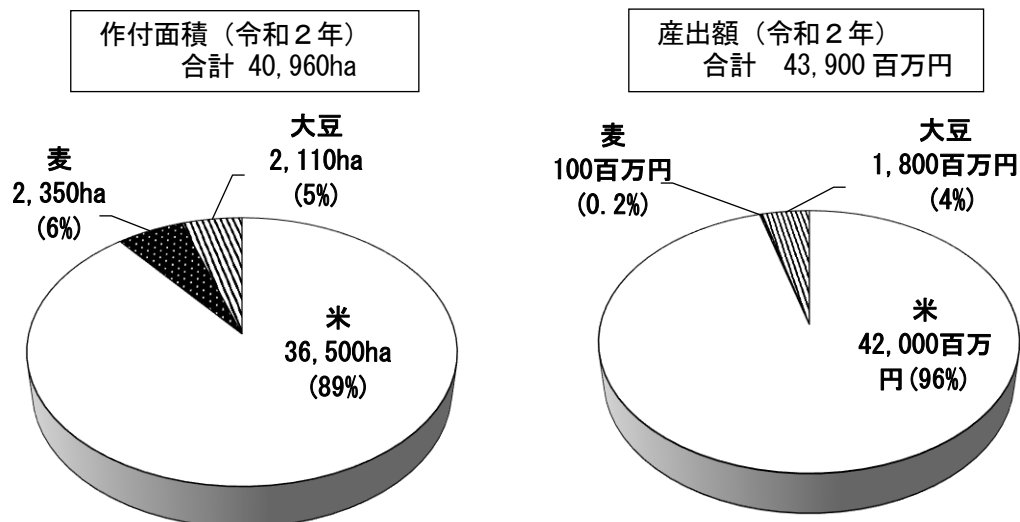
(5) 鳥獣害共済基金事業の実施

農業共済制度の対象とならない野菜等を対象に、野生鳥獣により減収被害を受けた農家に再生産のための支援金を交付する「共済基金」を、関係市町に設置し、農家の営農意欲の継続等を図っている。

【R3実績】支援金交付額 1,321 千円（3.3ha 分） ※うち県費 1/2、市町・農業者各 1/4 〕

2 水稻・麦・大豆

<生産状況>



※農林水産統計（農林水産省調べ）

(1) 水稻

本県農地の9割以上は水田であり、水稻栽培は農業経営や特産品づくりの観点だけでなく、農地の維持管理上も重要な役割を担っている。主食用米の生産は、県民の消費量の5割程度*の状況が続いているが、持続可能な取組としての環境創造型農業を基本に、他県産に負けない国内外で競争力のある兵庫米づくりを推進している。

※年間主食用米消費量 50.1kg/人×543万人=27.2万t 県産主食用米生産量 14.6万t (R2ベース：農産園芸課推計)

ア 安全安心でおいしい米づくりの推進

環境創造型農業による生産を基本に、良食味化栽培指標と温暖化等気象変動に対応した栽培改善等により、安全安心でおいしい米の安定生産に取り組んでいる。

(ア) 環境創造型農業を基本とした良食味米生産の拡大

緑肥利用や生育診断による適切な追肥施用などにより、主食用米の良食味化や、土づくり、適正な水管理、適期収穫等の基本技術を奨励し、安定生産を推進している。

(イ) 温暖化等気象変動に対応した良食味米の安定生産

温暖化等の高温障害による乳白米の発生などの品質低下に対応するため、田植え時期の変更や水管理の見直し等による栽培技術の改善を実施している。

さらに、県南部地域を中心に作付されている主要品種「キヌヒカリ」の高温による品質低下に対しては、奨励品種に指定した「きぬむすめ」など高温でも品質が低下しにくい良食味米品種への転換を推進している。

良食味化栽培指標

おいしい米の目標値

- 外観が良い
1等米比率 80%以上
- 食味が良い
白米中タンパク質含有率6.0%以下
(玄米中7.0%以下)
白米中アミロース含有率20%以下

イ 多様なニーズに対応した米生産の推進

加工用米や業務用米、学校給食用米等の特定用途米に対して、実需者、生産者、行政等が一体となって多様なニーズに対応した生産を推進・支援している。

ウ 低コスト生産の推進

米価の下落や産地間競争が激化する中、農業者の経営を安定させるため、直播栽培や緑肥利用、流し込み施肥など低コスト・省力化技術の普及を推進している。

エ 本県主食用米オリジナル品種の育成

県内の実需者や消費者にとって魅力ある兵庫県産米づくりを進めるため、平成28年度からJAグループと県の共同研究により、オリジナル品種の育成に取り組んでいる。キヌヒカリ・コシヒカリ並の熟期で食味に優れ、高温耐性のある品種などについて、世代促進温室などを活用し、育種期間を短縮する育種方法（現行14年間→9年間）により、令和7年の新品種誕生を目指している。

《育種スケジュール》

年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
年次	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
従来	交配	固定 (集団養成)			選 抜					生産力検定調査 +選定				販 売	
新規	交配	固定 (集団養成)		選 抜	生産力検定調査 +選定				販 売						

ひょうごの水稲オリジナル品種普及推進協議会準備会を設立

水稲オリジナル品種の円滑な販売開始、生産拡大を目指していくため、流通関係事業者も含めた準備会を設立した。（令和4年3月28日）

準備会では、共同研究部門、生産部門、販売部門を設置し、それぞれ関係機関で役割分担のもと、令和7年度からの販売開始に向けて準備を進めていく。

【R3実績】 70系統→5系統に選抜】



水稲オリジナル品種現地研修会（加西市）

【準備会の部門構成】

共同研究部門

- ・共同研究に関すること
- ・その他オリジナル品種の育種全般に関すること

生産部門

- ・現地における生産対策に関すること
- ・種子生産に関すること

販売部門

- ・集荷・販売体制の整備に関すること

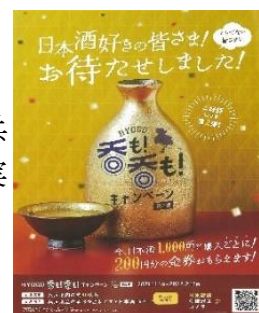
オ 酒米（酒造好適米）の安定生産と需要拡大

本県の酒米出荷量は全国の約3割、山田錦の生産量は全国の約6割を占めるなど、本県は日本一の酒米産地であり、高温障害などに対応した品質・収量向上技術の確立や、需要に応じた酒米の安定供給、日本酒の消費拡大にあわせた県産酒米の需要拡大にかかる取組を、兵庫県酒米振興会をはじめ、JAグループ等の関係機関が一体となって推進している。

コロナウイルス感染拡大の影響による日本酒需要減少への対応

山田錦等県産酒米の安定生産を持続していくため、令和3年5月1日～8月31日、令和3年11月1日～令和4年2月15日の2期間にわたって、兵庫県酒米振興会で「HYOGO呑(の)も呑(の)もキャンペーン」を実施し、山田錦等県産酒米の需要の回復・拡大を図った。

県内農産物直売所等でキャンペーンを展開



(ア) 酒造会社との結びつきを強化する酒米生産モデルの確立

栽培技術の向上のための実証ほを県内14か所に設置。品質向上に向けた施肥技術や水管理の改善を進めるとともに、生産者に適期刈取りなどの基本技術の励行を啓発し、品質管理の徹底を図っている。

また、実証ほを酒造会社との交流の場に活用しながら、結びつきを強化している。

(イ) 生産者団体等と連携した山田錦の品質向上対策の推進

兵庫県産山田錦のブランド力強化のため、JAグループ、関係団体とともにプロジェクトチームを設置し、県産山田錦の品質の維持・向上を推進しており、令和3年度は、山田錦の生産者から500サンプルを集めて、胴割米の発生状況や粒張^{りゅうば}り等を調査するとともに、米の溶けやすさを分析し、品質向上のための栽培技術の改善に向けた取組を実施している。

(ウ) 兵庫県産山田錦の実需者、消費者へのPR

「酒米だより」の発行による産地情報の提供や、蔵人を産地に招いた意見交換会の開催など酒造会社との結びつきの強化や、海外に向けたプロモーションなどにも取り組み、兵庫県産山田錦の魅力を発信している。

ひょうごの酒米・酒の海外プロモーションの推進

ひょうごの日本酒・酒米の魅力を世界に発信する「ブリュッセル国際コンクール日本酒部門 SAKE selection 兵庫開催」の再延期に伴う特別企画として、今後日本酒の需要拡大が期待される欧州の最新の日本酒事情や今後の展望について紹介するオンラインセミナーや商談会を開催した。

[【実績】セミナー参加19蔵、商談会参加8蔵（うち4蔵が商談中）]

※同コンクールは、主催者より中止の申し入れがあり、開催中止が決定

(エ) 酒米新品種の育成及び生産の拡大

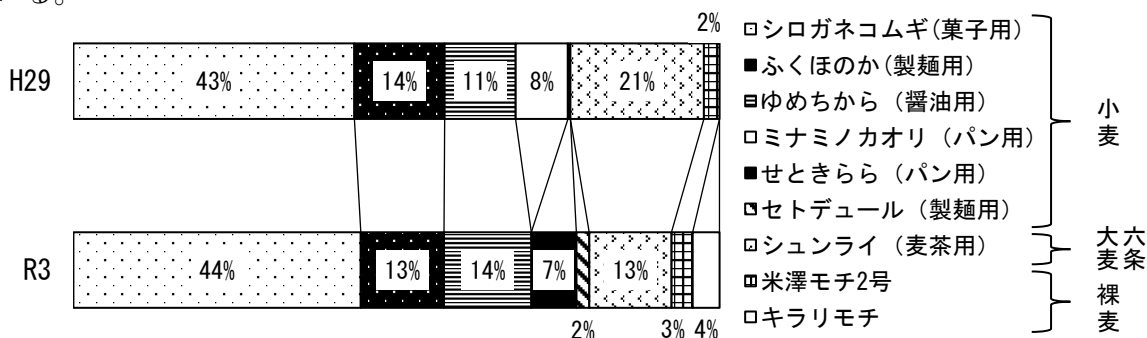
県北部で栽培される酒米品種「五百万石」や「兵庫北錦」は、高温障害を受けやすく、いもち病に弱いことから、高温耐性といもち病抵抗性をもつ良質の酒米新品種「Hyogo Sake 85」を育成した（H29. 11. 22 品種登録出願）。香りがあり、すっきりした日本酒ができるとの評価を得て、県内の酒造会社との契約栽培を推進している。

(2) 麦

国産小麦の需要が拡大する中、菓子・パン用、製麺用、醤油用、麦茶用などそれぞれの用途に応じた、品種選定や基本技術の励行など栽培管理の徹底により、実需者ニーズを的確に捉えた生産振興・拡大を実施している。

ア 安定した品質を確保するための栽培技術の確立と品種選定

麦生産は、用途により品種や栽培方法が異なることから、用途別に計画生産量を確保できるよう、実証ほによる新技術の実証や、排水対策、土づくり、病害虫防除、追肥などの基本技術の徹底により、品質や収量、収益性の向上を推進している。



小麦・大麦主要品種の作付面積割合

イ 販路・需要の拡大

JAや県内の製粉業者等と連携し、実需者ニーズの把握と産地情報の発信に努め、産地と実需者との結びつきを一層強化して、食品産業と連携した産地づくりを推進している。

(株)グリーンファーム揖西が農林水産大臣賞を受賞

令和3年度麦作共励会において、たつの市の(株)グリーンファーム揖西は、地元大手醤油メーカーの需要と結びついた高タンパク小麦「ゆめちから」の高品質生産や、JAとの連携や試験機関との共同研究等による安定生産（県平均の約2倍の単収）が評価され、農林水産大臣賞を受賞した。



麦作共励会農林水産大臣賞授与式
(たつの市)

(3) 大豆

煮豆用、豆腐用、味噌用、醤油用など、多様な用途に応じ、安定した供給が出来るよう、新たな技術や機械化による省力化を進め、食品産業が求める品質や加工適性に優れた大豆の生産振興を図っている。

ア 黒大豆

全国ブランド「丹波黒」の生産拡大等を図るため、市町やJA、流通・加工業者等で構成する「兵庫県丹波黒振興協議会」が中心となり、①優良系統の使用や摘心等技術導入による、大粒で粒ぞろいの良い生産や収量向上、②機械や計測器を活用した省力・効率的な生産、③食味や機能性等の情報発信による需要拡大の取組を推進している。

丹波黒在来系統からの優良系統の選抜

近年の温暖化や気候変動の影響により収量や品質の低下が懸念されることから、兵庫県丹波黒振興協議会、丹波篠山市、JA丹波ささやま等と協力し、平成24年度から在来系統の収集を開始した。多種多様な特性を持つ約80種類の在来系統の中から55系統を収集し、気象変動に強く、病害抵抗性と多収性を有する有望系統の絞り込みを行い、その特性把握を行うなど、新品種育の育成を図っている。



丹波黒大豆試験栽培ほ場（丹波篠山市）

イ 白大豆

実需者ニーズに応えるとともに、地域の気象条件に適した大豆品種の選定、普及を図りつつ、通常より条間を狭く密植する狭条密植栽培等、収量と品質の向上に向けた対策を実施している。

また、作付面積が最も多い「サチユタカ」より収量向上が期待できる「サチユタカA1号」を平成27年度に奨励品種に指定し、全県で品種転換を推進している。

狭条密植栽培による栽培技術の実証

狭条密植栽培では、通常より狭い条間で栽培を行い、 m^2 当たりの個体数を増やすことにより高収量が見込まれる。また、密播により栽植密度が高まり、通常よりも高い位置に着莢することで、コンバイン収穫が容易になることから、刈り残しや汚損粒の減少も期待できる。

令和3年度には県内にて2か所の実証ほを設置し、収量や品質の評価を行い、作業体系を検討した。今後も継続して現地に適した栽培体系の確立を進めていく。



大豆「夢さよう」の狭条密植栽培ほ場（佐用町）

(4) 優良な品種の普及（水稻・麦・大豆）

米・麦・大豆等の種子の安定生産や普及を担ってきた「主要農作物種子法」が廃止されたが、今後も県下に適した優良品種の選定や、優良種子を安定供給する役割については、県が担う必要があるため、主要農作物種子生産条例を制定（平成30年4月）し、引き続き奨励品種の指定、優良種子の確保を図っている。

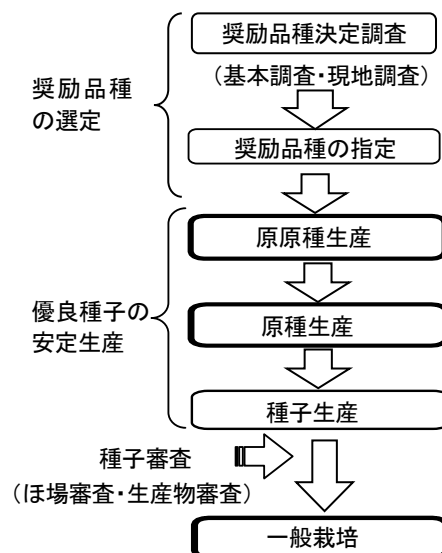
ア 奨励品種の選定

(ア) 奨励品種決定調査

国や県等が育成した水稻・麦・大豆の品種・系統を県立農林水産技術総合センター場内や現地ほ場で栽培し、品種特性や栽培適性等を調査している。

(イ) 奨励品種の指定

奨励品種決定調査の結果をもとに、普及性・市場性等を勘案し、県が積極的に普及奨励すべき優良な品種「奨励品種」に指定している。



兵庫県における奨励品種一覧

作物名	区分	種類	品種名
水稻	基幹奨励品種 ^{※1}	水稻うるち	コシヒカリ、キヌヒカリ、ヒノヒカリ、きぬむすめ
	特定奨励品種 ^{※2}	水稻うるち	どんとこい、五百万石(酒)、兵庫北錦(酒)、兵庫夢錦(酒)、山田錦(酒)
		水稻もち	ヤマフクモチ、はりまもち
麦類	基幹奨励品種	小麦	シロガネコムギ
	特定奨励品種	小麦	せときらら
		六条大麦	シュンライ
	認定品種 ^{※3}	小麦	ふくほのか、ゆめちから
大豆	基幹奨励品種	白大豆	サチユタカA1号
	認定品種	白大豆	夢さよう

- ※1 品質、収量性、栽培性が優秀、かつ広域適応性が高いため、県が普及を促進する必要がある品種。
- ※2 品質、収量性、栽培性に優れているが、広域適応性が高いとは認められないため、特定の地域、特定の用途又は契約栽培に適するものとして、基幹奨励品種に準じて県が普及を促進する品種。
- ※3 基幹奨励・特定奨励品種に準ずる収量性及び栽培性を有するが、品質、適応地域の範囲、又は市場性に未確認の事項があるため、暫定的に県が普及する品種。

イ 優良種子の安定生産（原原種、原種生産及び種子生産）

主要農作物種子生産条例に基づき、県立農林水産技術総合センターに原原種ほ、原種ほを設置して、品種特性を維持しつつ増殖し、採種ほに原種を供給している。

種子生産については、県下各地の採種組合が採種ほ場を設置し、県が生産した原種を用いて健全で良質な生産者用の種子を増殖している。

（５）農産物検査機関への指導

農産物検査法に基づく地域登録検査機関*の登録及び監視業務により、流通する米・麦・大豆等の品質の確保及び取扱いの適正化を図っている。

※登録検査機関であってその農産物検査を行う区域が一の都道府県の区域であるもの。県知事が審査を行い登録する。本県では、JA や米卸売事業者のほか、大型農家等が登録を受けている。

ア 地域登録検査機関数（地域別）（令和４年５月末時点）

神 戸	阪 神	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但 馬	丹 波	淡 路	合 計
7	2	7	13	3	4	9	9	4	58

イ 地域登録検査機関への指導等

（ア）登録事務

農産物検査員の数、使用する機器等について、検査機関としての適合性を審査し、登録手続きを行っている。

〔【R3 実績】 ・新規登録 1 件 ・変更登録 1 件 ・登録更新[5年ごと] 22 件 〕

（イ）立入調査

検査機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、検査の状況、関係書類等を調査し、農産物検査法に基づく適正な運用が行われているか確認している。

〔【R3 実績】 ・事務所への立入調査 12 箇所 ・検査場所への立入調査 11 箇所 〕



立入調査（事業所の確認）

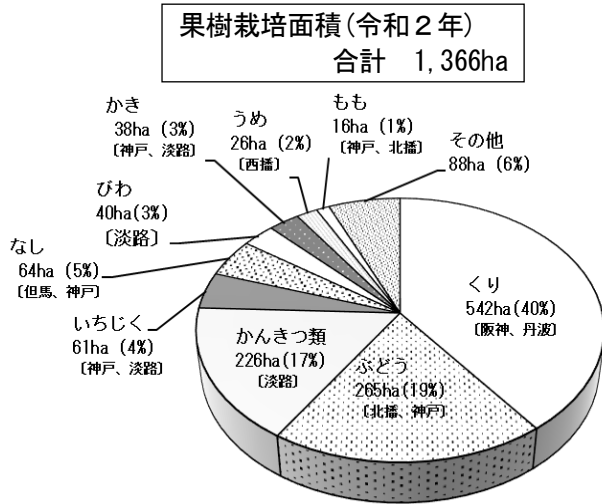


立入調査（検査状況の確認）

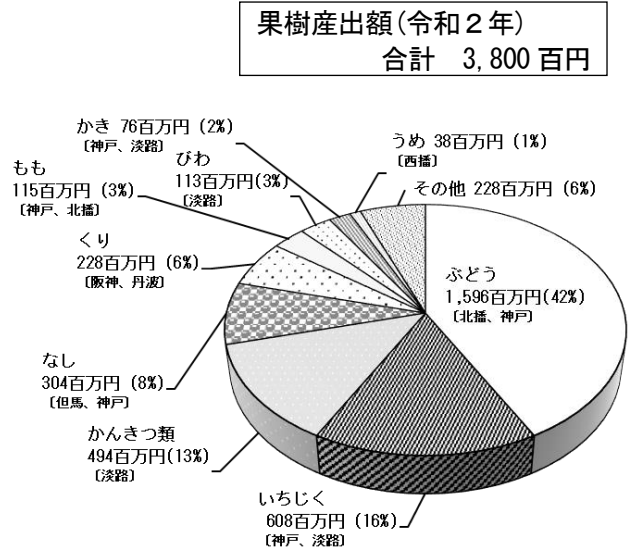
3 果樹・茶

全国上位品目のいちじくなど、都市近郊の立地条件を最大限に活かし、産地ごとの販売戦略を明確化しながら、供給量の拡大と消費者が求める高品質な果実・茶の生産を進めている。

<生産状況>



※ [] は、主な産地



※ 農林水産省統計(農林水産省調べ)、農産園芸課調べ

(1) 「果樹産地構造改革計画」による果樹産地の活性化

兵庫県果樹農業振興計画に基づき、県内主要産地がめざす姿を定める「果樹産地構造改革計画」(15産地策定)を策定し、優良品種の新植・改植や園地整備など各産地の維持・拡大の取組を国事業を活用し支援している。

令和3年度は、くりやぶどう等の新植・改植にあわせ、灌水設備や防風設備の導入など、園地整備の支援等を実施した。

[【R3実績】くり1地区、ぶどう2地区、ブルーベリー1地区]



くり優良品種の新植(丹波市)

(2) 安全安心・高品質な果実生産の推進

ア 研究大会による生産技術の向上

先進事例等から新たな技術を学び、生産者が相互に交流を深める品目別の研究大会を開催し、県内果樹産地の維持・発展につなげている。

主催地と産地を結びリモートいちじく研究大会の開催

コロナ禍で様々な行事や研修会の中止が相次ぐ中、主催地と各産地をリモートで結んだいちじく研究大会を開催し(79名参加)、生産安定に向けた新技術に関する情報共有や意見交換を実施した。



県いちじく研究大会(加古川市)

イ 西日本一を目指したいちじく産地づくり

都市近郊の立地が活かせる収益性の高い果樹として、いちじくの生産拡大を支援し、西日本一を目指す産地づくりを進めている。

【西日本順位・出荷量(R1)】
1位:和歌山県 1,961t、2位:大阪府 1,321t、3位:兵庫県 1,182t

産地に対しては、国・県事業による苗木の導入や果樹棚など園地整備を支援した。また、兵庫県果樹研究会との連携により、県開発技術(オーバーラップ整枝法)の普及啓発や、病虫害への対応などの展示ほを設け、作付面積の拡大や出荷量増大に向けた産地支援を行っている。

また、阪神間など大消費地にあるJA直売所での新鮮な朝採りいちじくの販売や、学校給食用のいちじくゼリーなど加工品の製造・販売の促進により、県産いちじくの消費拡大を図っている。



凍害に強く、収量増加が期待できる
オーバーラップ整枝法



JA 直売所のいちじく販売コーナー

ウ 県育成「なしおとめ」の普及推進

県北部地域のなし生産において、作付品種の組合せによる労力分散や所得向上につながるよう、盆明けから8月末までの端境期に収穫可能で、病害にも強い県育成の「なしおとめ」の導入を進めている。

平成30年産から百貨店での試食販売イベント等のPR活動を通じて、高評価が得られたことから本格販売を開始している。また、若手生産者が中心となり、急傾斜地での栽培から平地での作付に転換するため、県事業を活用し新植・改植を進めている。

〔【収穫量】H30:1t → R3:1.9t〕



傾斜地での生産から平地での
生産へ(香美町:なしおとめ)

(3) 県内茶産地の振興

「丹波篠山茶」「母子茶」などの県内茶産地の振興を図るため、生産団体や県で構成する兵庫県茶業振興協会が中心となり、全国茶品評会への出品など生産技術向上や新たな商品開発による消費拡大に取り組んでいる。

オリジナル紙パック緑茶を学校給食に

コロナ禍で出荷・販売が落ち込む丹波篠山産茶の需要拡大・生産者支援のため、神戸市の食品事業者が国事業を活用して紙パック緑茶を生産し、県内小・中学校等の給食用に65万本を無償提供した。

同事業者は、丹波篠山市内で丹波黒の冷凍枝豆製造等の食品工場を操業し、同市の地域産業と共生してきており、茶産地の維持・活性化に大きく貢献した。



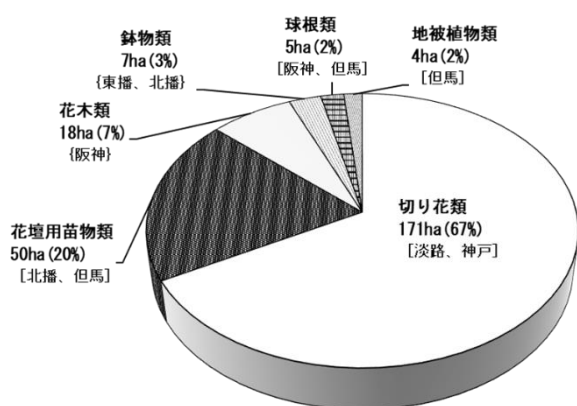
紙パック緑茶(丹波篠山市)

4 花き

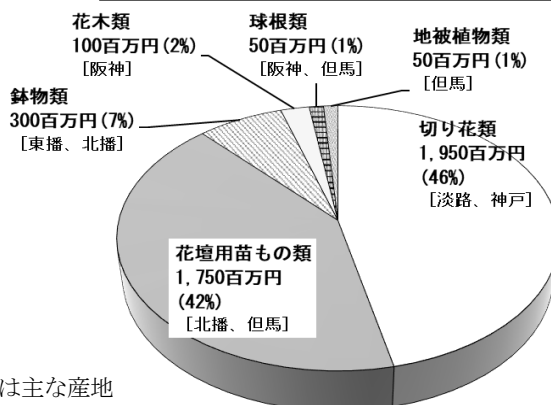
生花、フラワーアレンジ、ガーデニングなど多様化する消費者ニーズに対応するため、新鮮・多彩・個性豊かな「兵庫の花き」への生産支援や、県民が花とふれあう機会を創出・増大させる拠点整備推進など花のあるライフスタイルの普及や景観園芸を推進している。

<生産状況>

花き・花木類等栽培面積（令和元年）
合計 255ha



花き・花木類等産出額（令和元年）
合計 4,200 百万円



※〔 〕は主な産地

※農林水産省統計(農林水産省調べ)、農産園芸課調べ

(1) ひょうご花き振興方策の策定・推進

県産花きの生産拡大のための具体的な行動計画として策定した「ひょうご花き振興方策（令和3年3月）」に基づき、生産振興と需要創出の双方から施策を進め、花き産業の好循環を図ることにより、花きの安定生産、県産花きの消費拡大などを推進している。

(2) 花きの安定生産の推進

小規模な花き生産が多い本県の実状に合わせ、各産地において、消費者ニーズに即した新品種の導入や安定生産が図られるよう、国の事業要件を満たさない施設・機器の導入などハード面での支援に加え、市場調査や新品種の試作などのソフト面の支援を実施し、県内花き産地の維持・活性化を進めている。

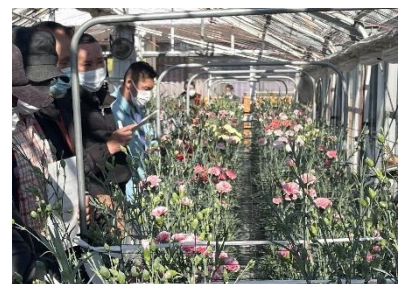
〔【R3実績】 ハード事業：養父市他2地区、ソフト事業：淡路市他1地区〕



高能率・省エネ加温機器の導入(養父市)

カーネーション部会研修会の開催

生産者の技術向上のため、兵庫県花卉協会が主催する研修会において、淡路農業技術センターから夜間短時間冷房技術が紹介され、夏季の高温による品質低下の解決に向けた情報共有が行われた。さらに、品種比較試験の結果報告や複数の種苗メーカーからの品種紹介・展示が行われた。



淡路農業技術センターカーネーションほ場見学(南あわじ市)

(3) 本県産花きの消費拡大

花き関係団体による消費者・市場関係者へのPR活動により、本県産花きの消費拡大を推進している。

県産花きを市場関係者・消費者にPR

第32回兵庫県花き品評会を兵庫県生花市場で開催し、セリ参加者(買参人)を対象とした受賞花きの展示や産地紹介を行い、実需者に対する県産花きのPRを行った。

また、都市部の大規模園芸店では、品評会出品物を花材とした花モニュメントの展示や産地PR、販売会も実施した。



販売会(神戸市)

(4) 花のあるライフスタイルの普及

県花卉協会、県内生花市場、県等で構成する「兵庫の花づくり推進協議会」が、ひょうごの花キャンペーンの開催、花育活動等を通じて本県産花きをPRするなど、花のあるライフスタイルの普及を推進している。

花育活動

兵庫の花づくり推進協議会では、子どもから大人まで幅広い年代の県民が優しさや美しさを感じる気持ちを育むことや、家庭に花を飾る等の意識醸成を図る花育活動として、フラワーアレンジメントや寄せ植え教室を実施しており、令和3年度は延べ8回の開催で284人が参加した。



フラワーアレンジメント体験(明石市)

(5) 景観園芸の推進

県立フラワーセンターやあわじ花さじき等の施設運営を通じて、県民が花とふれあう機会を広げることで、景観園芸を推進している。

フラワーセンター(加西市)

県民に花と緑の憩いを提供するとともに、年間を通じて花と緑に関するイベントを開催している。

温室には希少な植物が展示されており、食虫植物のウツボカズラ属の原種の系統保存は、(公社)日本植物園協会の「ナショナルコレクション」認定を受けている。さらに、温室内で育成された世界最大級のウツボカズラについて、ギネスの申請を進めており、知名度の向上・魅力アップにつなげていく。



ウツボカズラ属の展示

あわじ花さじき(淡路市)

花の島にふさわしい花の名所として、兵庫県が平成10年4月に開設した。明石海峡・大阪湾を背景に、面積約15haの広大な高原に花の大パノラマが展開しており、四季折々の花畑が広がっている。

令和2年3月からは県立公園として、県民に花とふれあう憩いの場を提供している。



季節毎の植栽(夏ソバ)

(6) ウメ輪紋病からの植木、花木苗、盆栽産地の再生支援

平成 24 年にウメ輪紋病の発生が確認された地域において、兵庫県ウメ輪紋病対策基本方針（平成 27 年策定）に基づき、南京桃等の希少品種の母樹保存・管理の指導や、平成 28 年から再植栽が認められた果実用ももの植栽などの取組を支援してきた。

〔R3 実績〕 果実用もも苗植栽 65 本〕

令和 2 年度末で、緊急防除区域指定が解除されたことからウメ・モモ等盆栽類の生産資材の助成など生産再開に向けて支援した。移動制限を伴う緊急防除期間を経て、10 年ぶりに出荷が行われた。

〔R3 実績〕 宝塚小町 250 本、松竹梅 71 本、寄せ植え 72 本〕



出荷された宝塚小町（左）、松竹梅（右）（伊丹市）

5 農業機械・生産資材対策

(1) 農業機械の効率的活用と農作業安全対策

認定農業者や集落営農組織のオペレーター、高齢農業者など、地域農業を支えている多くの農業者に対して、農業機械の高性能・大型化に対応した利用技術の向上と、農作業安全を推進している。

ア 農業機械利用技能者の育成と大型特殊自動車運転免許の取得推進

大型機械を扱う農業者等を対象に農業機械士^{※1}や指導農業機械士^{※2}を認定することで、農業機械の操作や整備技能、効率的な機械導入計画の策定能力等の向上を図っている。

また、兵庫県農業機械化協会主催の農業用大型トラクター技能講習会の開催回数を増やすことや、民間教習所と連携した講習会の開催など、大型特殊自動車運転免許の取得を推進している。



農業機械士養成研修(加西市)

※1 機械の点検整備や安全な操作を行うために必要な知識・技能を有する者(R4.3 現在 1,943 名)

※2 集落営農組織等における農業機械作業の指導者として活動するために必要な知識・技能を有する者(同 267名)

イ 農作業安全対策の推進

県内で農作業死亡事故が年間約 10 件発生しており、農作業事故の撲滅に向け、県内各地で市町・J A等と連携した農作業安全講習会や啓発を実施しているほか、農作業安全指導技能向上研修会を開催し、農作業安全指導者を育成している。



安全指導技能向上研修会(加西市)

中古農業機械フェアの開催

中古農業機械の有効活用と流通を促進し、農業者の農機具費の低減等につながるよう、農業機械関係団体が主催する中古農業機械フェアの開催を支援している。

〔【R3 販売実績】：69,666 千円、153 台 〕



中古農業機械フェア(上郡町)

(2) 肥料の品質保全と公正な取引の確保

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料の登録、届出の受理や必要に応じて立入検査を行い、品質を確保するとともに、その公正な取引と安全な施用を確保し、農業生産力の維持増進に寄与している。

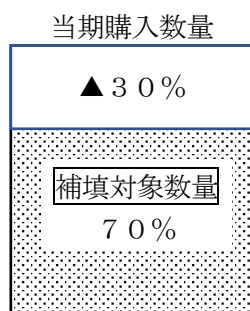
〔【R3 実績】 肥料登録：9 件 登録の更新：35 件 届出の受理：41 件 〕

(3) 燃油高騰対策の実施

施設園芸産地に対して、燃油価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を図るため、燃油価格の高騰時に農業者に補てん金を交付するセーフティネットを構築し、省エネルギー化を進めた。

【施設園芸セーフティネット構築事業の概要】

- ① 事業主体：兵庫県燃油価格高騰緊急対策協議会
- ② 事業概要：農業者と国が1：1で補填積立金を造成し、燃油価格が一定の基準を超えた場合に補填金を交付
- ③ 参加要件：燃油を15%以上削減する省エネ計画を策定し取り組むこと



補填金 = (燃油価格 - 発動基準価格) × 当月購入数量 × 70%※ (うち 1/2 を国が負担)

※燃油価格急騰時は引き上げ 70%→100%

<ハウス面積 1,000 m²、A重油 1 万ℓ使用の場合>

年間の補填金 = 219,000 円

= (105 円/ℓ - 83.1 円/ℓ) × 1 万ℓ × 100%

〔【R3 実績】 施設園芸生産者 (野菜・花き) 5 団体 19 生産者 〕

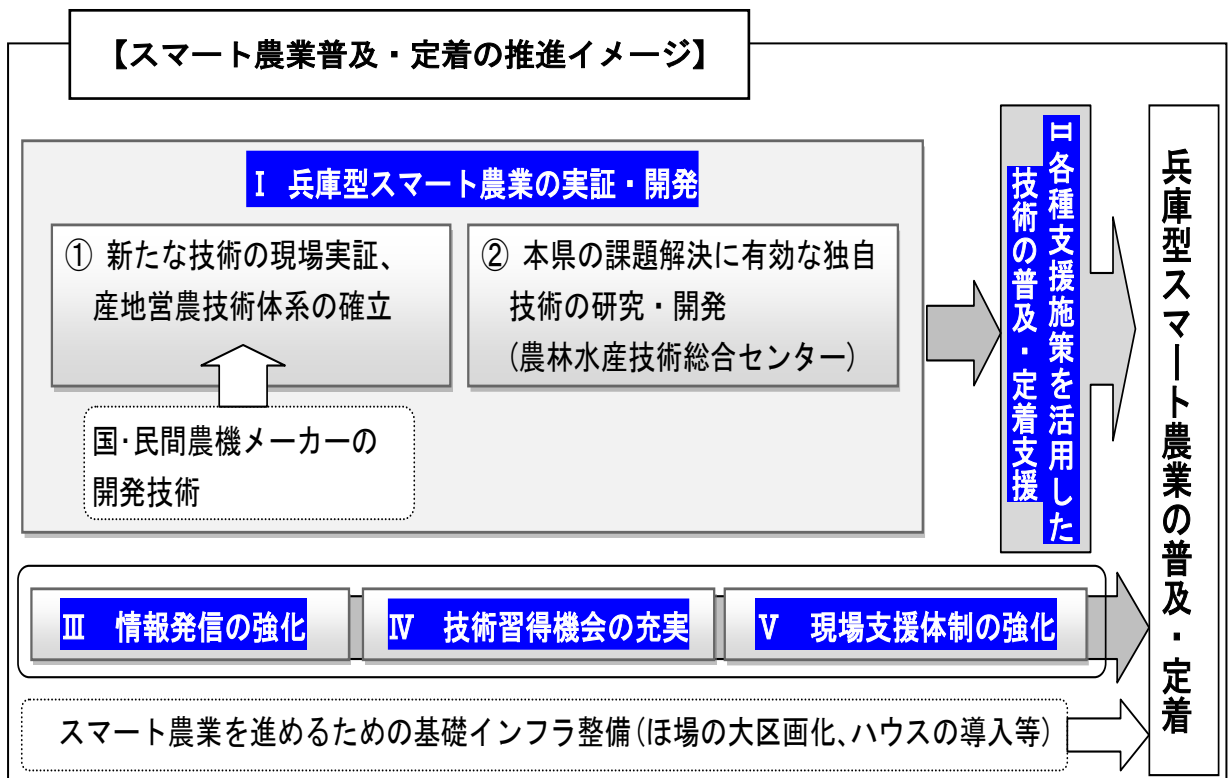
Ⅲ スマート農業の推進

担い手の減少や高齢化の進行を踏まえ、生産性の向上や高品質化を図るため、ICT等の先端技術を積極的に活用したスマート農業の普及・定着を進める。

1 「ひょうごスマート農業推進方針」の策定・推進

ICTやセンシングなど先端技術の活用により、ひょうご五国の多彩な農業に対応したスマート化を進め、作業の省力化や生産性の向上、生産物の高品質化等を図る。

取組に当たっては、令和元年度に策定した「ひょうごスマート農業推進方針」に基づき、JAなど関係団体や民間企業等とも連携し推進する。



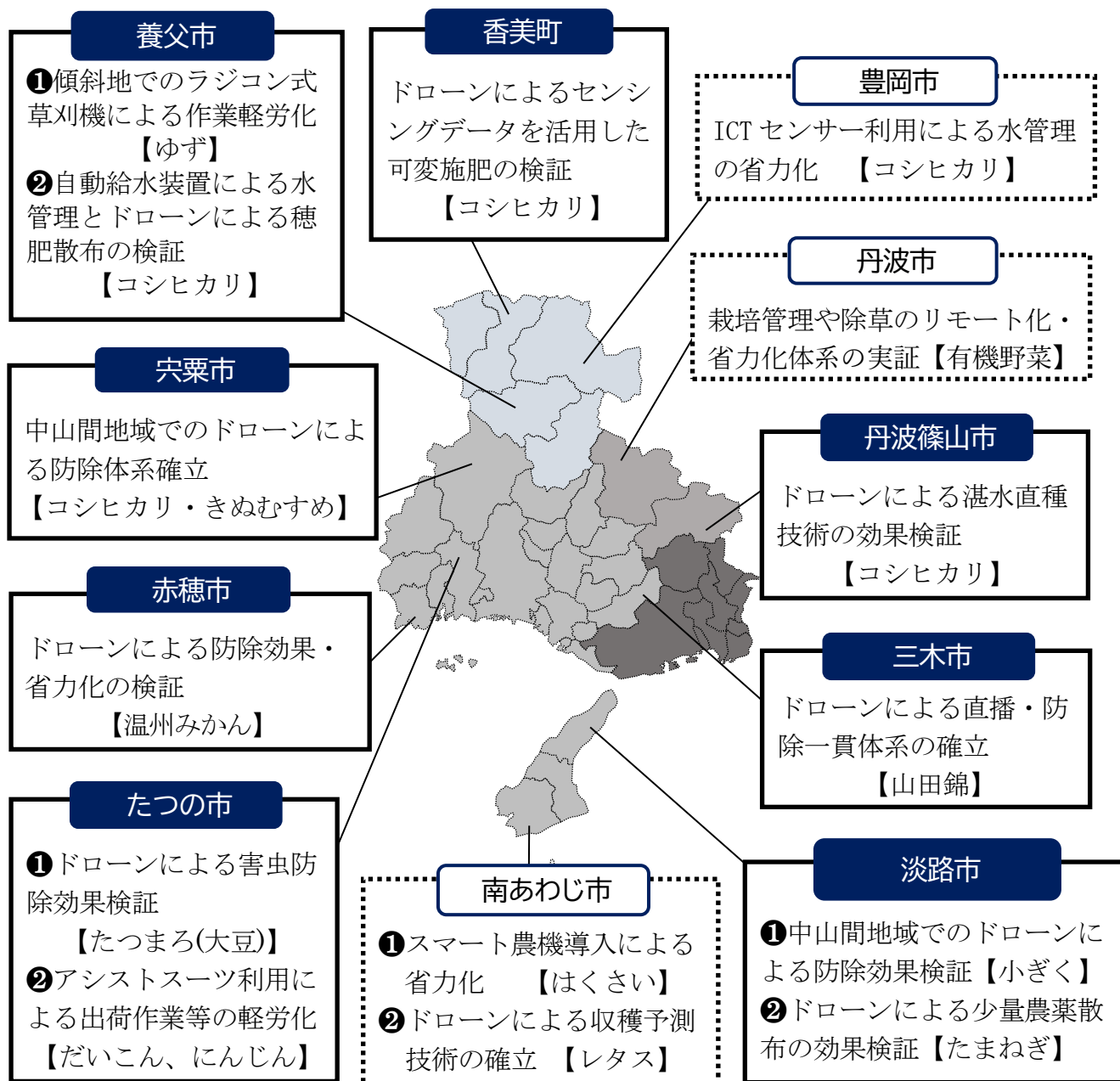
2 土地利用型農業のスマート農業技術の実証・普及

本県の多様な自然環境のもとで営まれている、多彩な土地利用型農業に対応したスマート農業技術（スマートファーム）を導入・普及するため、県内各地で水田の自動水管理システムや、ドローン利用、ラジコン式草刈機等のスマート農業技術の実証を進め、地域に適した営農技術体系の確立を推進している。



ドローンによる播種の実演
(丹波篠山市)

○ 令和3～4年度実施の主なスマート農業(土地利用型)実証ほ・事業実施地区



※市町名白抜きは農産園芸課所管の実証ほ、その他は、県民局事業や国庫事業の実施箇所

○ 土地利用型農業におけるスマート農業技術の種類別導入状況（R3速報値）

	ドローン	田植機 トラクター コンバイン	水管理 システム	ラジコン 式草刈機	生産管理 システム	その他	合計	R12 目標
面積 (ha)	2,248	268	62	236	257	17	3,088	12,000

3 施設園芸の環境制御技術の普及・定着支援

ICTや栽培管理の自動化などスマート農業技術を活用した施設園芸（スマートハウス）の推進により、施設野菜等の生産性向上と省力化を推進する。

取組に当たっては、高度な環境制御技術を導入した周年・安定生産による生産性の高い施設野菜等の拡大を図るため、経営規模に応じた施設・機器等の導入を支援するとともに、環境制御技術を担う次世代の人材を育成していく。



環境制御機器導入ハウスによる
トマトの栽培（たつの市）

（1）経営規模に応じた施設・機器の導入支援

国事業活用や県単事業の実施により、環境制御技術を用いた園芸施設の整備や既存施設への機器導入を支援した。また、生産者の経営規模に応じた技術導入がさらに進むよう、県単事業において、令和3年度からハウス整備の面積要件を緩和（下限30a→10a）するとともに、モニタリング機器単体の導入も可能とすることで、環境制御技術のより一層の導入拡大を図っていく。

〔【R3実績】 既存施設への環境制御機器導入8か所、9.5千㎡ 〕

（2）環境制御技術の習得支援

ア 研修会等の開催

県内生産者等を対象に、環境制御技術の知識や環境制御機器の活用方法等に関する研修会等を開催し、技術習得を支援した。

〔【R3実績】 全5回、71名（延べ） 〕



生産者のハウスでの現地講習（淡路市）

イ 実践事例集等を活用した技術導入支援

次世代施設園芸団地で得られた知見を参考に、環境制御技術導入に向けた指導者向けマニュアルや実践事例集を作成して技術導入を促進した。

ウ 「次世代施設園芸団地」を拠点とした普及啓発

「次世代施設園芸団地」において、視察の受入や県内生産者との情報交換会等を開催し、次世代技術の普及に取り組んでいる。

〔【R3実績】

- ① 県内生産者との情報交換：1回、16名
- ② 視察研修の受入：7団体、63名



温室内での生産者等視察の
受け入れの様子（加西市）

○ 施設園芸における環境制御技術の地域別導入状況（R3）

	神戸・阪神	播磨	但馬	丹波	淡路	合計	R12目標
面積（a）	716	968	202	123	249	2,258	6,000